
令和5年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和5年9月8日 (金曜日)

議事日程(2)

令和5年9月8日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 横田 和雄	書記 梶山 未彩
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	村尾正一
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	本郷宣昭
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 欠 席 職 員 】 (なし)

【 傍 聴 者 数 】 7名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 内海 猛年君

本日は一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。まず 6 番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6 番 本田 浩君

皆様おはようございます。6 番本田です。通告書に沿って質問させていただきます。

件名 1、町民の健康づくりについてです。

今日は町民の健康づくりについて焦点を当て、議論を始めたいと思います。私たちの町は私たちが誇りに思う場所であり、その一環として健康なコミュニティーを維持することは不可欠なことであります。私たちは町民の健康寿命や健康状態を正確に、そして早期に把握することで問題を特定することができるようになるかと思えます。健康状態をデータ化し、見える化を進めることで予防し、また健康習慣の啓発によって健康問題に取り組むことができます。

平素から芦屋町は町民に対して、健康に関する懸念や提案を持っておられるかと思えます。今後も芦屋町と町民が共に協力して健康づくりに取り組むことが、健康な芦屋町を維持していくためには必要となります。今後さらなる高齢化が進む中、生き生きとした生活ができることは幸せなことであり、地域社会の一員として芦屋町と連携しながら健康寿命を延ばすことは、今後において重要なこととなります。第 6 次総合振興計画の中に、芦屋町のまちづくりの課題として、「健康でいきいきと暮らせるまちづくりの推進」が掲げてあります。そのことも含めて、町民の健康づくりについていかがお考えかお尋ねいたします。

要旨 1、芦屋町は町民に向けた健康づくりにどのような施策を計画し実施しているのかについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

第 6 次芦屋町総合振興計画の前期基本計画第 4 章「いきいきと暮らせる笑顔のまち」におきまして、健康づくりの推進等を主要施策と掲げ、健康教室、家庭訪問などにより、健康づくりの支

援やがんの早期発見、生活習慣病の予防のための住民健診の実施などに取り組んでいるところでございます。

具体的な事業としまして一例ではございますが、誰でも無料で参加でき、糖尿病や高血圧などの生活習慣病についての講座やウォーキング、スロートレーニングなどを実際に行います「元気になろうや！講座」を行っております。この講座では、保健師、管理栄養士、それから健康運動指導士、歯科衛生士が講師となり、参加者の方々の健康づくりをサポートしております。

また、国民健康保険加入者で特定健診等を受診する75歳以下の方が対象の事業ではありますが、日常生活に運動を取り入れていただき、生活習慣病の予防、改善に取り組んでいただけるよう健康運動指導士と一緒にストレッチや筋力トレーニング、リズム体操などを行う「からだ、ゲンキ！教室」などを行っております。

説明は以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました内容では、「元気になろうや！講座」や「からだ、ゲンキ！教室」が開催されているとのことですが、どのくらいの方が参加をされ、また参加された方々の講座に対する感想や、「元気になろうや！」の元気度はどのようなものなのかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

昨年度実績ではございますが、「元気になろうや！講座」は全12回の講座に延べ75名、「からだ、ゲンキ！教室」は全40回の教室に延べ556名の方に参加していただきました。参加された方々の感想でございますが、「元気になろうや！講座」では「保健師や管理栄養士の講話が具体的で分かりやすかった。」、「参加して自分自身の身体を見直すことができた。」、「食事や運動などを見直したい。」。また、「からだ、ゲンキ！教室」では「トレーナーの先生の指導が分かりやすく、個人個人見てくれている。」、「内容が大変すばらしい。」、「運動習慣が付き、体力が維持できているように思う。」などの感想をいただいております。また、「講座に参加して血圧が高いことに気づいた。」「この教室で刺激を受けて家でもウォーキング等、体を動かしています。」など、健康教室への参加をきっかけとしまして、参加者の方々が自分の健康に関心を持たれ、生活習慣の改善に取り組んでいただけるようになったものと考えております。

なお、「元気になろうや！講座」では参加者の身体測定等は行っておらず、効果を数値でお示

しすることはできませんが、「からだ、ゲンキ！教室」では体重、腹囲等を初回と最終回に測定をしております。

令和4年度の測定結果ではありますが、体重維持または減少した割合は87%。腹囲維持または減少した割合は93%と、数字からも改善が図られ参加者の方々の健康に寄与でき、元気になっていただけたものと考えております。

説明は以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

数値に結果が反映し、参加された方々は意識の変化や生活習慣の改善につながって、講座の名前のように「元気になろうや」ということでなれたという、一定の効果があつたように今お聞きしました。

要旨の2に移ります。

「健康でいきいきと暮らせるまちづくりの推進」の中に、予防医療の充実と共に、地域包括ケアシステムを深化・推進していくとありますが、どのような内容なのかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

まず私からはですね、予防医療の充実について。地域ケアシステムの深化・推進につきましては、私の説明後、福祉課長よりお答えさせていただきます。

まず、予防医療とは、新型コロナウイルス感染症などの危険な感性症を予防する、病気の重症化や再発を予防する、病気にならないように健康な状態を維持するための医療でございます。予防医療の充実を図る必要がある背景には、我が国が抱える超高齢社会の問題があります。高齢化の進展に伴い、高齢者医療費は膨らみ続け、医療費全体を押し上げている状況にあり、健康寿命の延伸に向けた取り組みが重要となっております。高齢になっても、より生き生きと元気に過ごすためには長生きするだけでなく、生活習慣病を始めとした慢性的な病気にかからないよう、対策を講じていく必要があります。このため、生活の質を高めて健康寿命を延ばすための医療、つまり予防医療が重要となります。

予防医療は、大きく3つの段階に分けることができます。

1次予防は病気を未然に防ぐ。2次予防は初期段階で見つけて対処する。3次予防はかかってしまった病気の進行を食い止め回復を目指すに分けられます。

この3つの段階を少し詳しく御説明しますと、1次予防では、がんや高血圧、糖尿病などにならないよう生活習慣の改善、適度な運動により健康的な状態を保つとともに、予防接種などにより病気を未然に防ぐ。2次予防は、定期検診や検査などで早期に病気を発見し、病気の早期治療に取り組む。3次予防では、病気になっても専門的な治療や適切な治療などにより、病気の進行や症状を抑える。また、リハビリテーションにより病気の回復や再発防止等を図ることと言えます。

これまでは、がんや生活習慣病などの早期発見、早期治療が目的の2次予防が主流でしたが、健康寿命の延伸のためには、特に病気を未然に防ぐ1次予防が重要となります。

このため芦屋町では、予防医療の充実のため、先ほど御説明いたしました健康教室や家庭訪問などを行い、生活習慣を見直す機会の提供や乳幼児期から高齢期までの各期におきまして、予防接種を実施し、住民の方お一人お一人の健康の増進を図っております。

また、2次予防につきましては、がんの早期発見や生活習慣病の予防のため、住民健診を実施するとともに、啓発や受診勧奨の徹底などを行っております。3次予防につきましては、病気の進行や症状を抑えるなど、医療機関において主に実施していただく内容となりますが、高齢化の進展によりまして、生活習慣と社会環境の変化に伴いまして、糖尿病患者数の増加が課題となっております。

このため、遠賀中間地域糖尿病性腎症重症化プログラムを策定し、医療機関未受診者や治療中断者に対する受診勧奨、保健指導や重症化リスクが高い対象者への保健指導により、腎不全、人工透析への移行を防止するため、医療機関等と連携し広域的に取り組んでいるところでございます。

私からの説明は以上となります。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

私からは、地域包括ケアシステムの深化・推進につきましてそのことについて説明したいと思います。

まず、地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことを言います。地域包括ケアシステムの深化・推進ということになりますと、人口や世帯構成、地域社会の変化があっても、介護や介護予防、医療はもとより、住まい、生活支援、そして社会参加までもが包括的に確保される仕組みを地域の実情に応じて構築し、維持し続けていくことであります。

現在、芦屋町地域包括支援センターでは、第6次総合振興計画における目標である地域包括ケアシステムの深化・推進のため、高齢者福祉計画や地域福祉計画に具体的に施策を計上し、取り組むこととしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました内容から、健康な体をつくる、あるいは維持をするといった心と体と目的意識を持った健康づくりの視点が必要かと思いますが、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

健康づくりの視点から申し上げますと、地域包括ケアシステムを推進する課題の1つでもありますが、介護を要する状態になる前に実施する介護予防、こちらの充実が重要であると考えております。高齢者が健康な状態と介護が必要になる状態の中間の段階に、フレイルと呼ばれる状態があります。

このフレイルの予防として掲げている柱が3つありまして、1つ目が栄養、2つ目が社会参加、3つ目が身体的活動、いわゆる運動であります。体の動くうちから習慣的に運動を行い、御自身の健康寿命を延ばすことが重要になってくると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の3に移ります。

健康づくりにラジオ体操は身近な体操であります。御手元に、今年の夏のラジオ体操カードを配付させていただいております。この議場の中には、夏休みに、このラジオ体操カードにスタンプ押ししてもらいながら朝の体操に参加された方もおられるかと思えますし、なかなか久しぶりにラジオ体操カードを手にした方もおられるかと思えます。今年のカードにはポケモンが参加を促しており、詳細は、後ほどでもこのカードの右下のQRコードから体操に参加された方々の感想等の動画がありますので、御覧いただければと思います。おおむね楽しかったとの感想であります。

ここで少しラジオ体操について述べさせていただきます。健康づくりの一環として、身近なラ

ラジオ体操は大変有効な役割を持っていると思います。ラジオ体操は昭和3年に天皇陛下御即位の大礼を記念して、当時の逓信省簡易保険局が制定し、日本放送協会の協力を得て、国民保健体操の名称で国民の健康保持増進を目的として実施したことが最初とあります。今年も郵便局やかんぼ生命の支店が全国の小学校等を対象に、夏休みの前にラジオ体操カードを配付しています。

子供の頃には、ラジオ体操カードにスタンプ押ししてもらうことが楽しみに感じておりました。体操ですからその効果もかなり高いものがありまして、インターネットで検索してみますと、効果については、1回3分、たるんだ体にラジオ体操が効く、驚きのダイエット効果がある究極のエクササイズとありました。

日本人なら誰もが一度はやったことのあるラジオ体操は、カード左下のラジオ体操の歌の下に記載がありますが、かんぼ生命から生まれたラジオ体操は今年で95歳と、体操のほうもかなり高齢となっております。伝統ある日本ならではのエクササイズ。老若男女誰でもできて健康維持や美容に効果があり、改めて注目が集まっているとの記載があります。その理由としては、3つありますので紹介いたします。

1、全身のあらゆる筋肉を使えるラジオ体操は、全身の約400以上の筋肉を使うと言われていいます。動きは簡単ですが、ふだんの生活では動かさない様々な筋肉や関節を動かすことができます。しかも大きく動かすことができます。

2つ目、動きが左右均等ですから、体のゆがみを正しくしてくれるラジオ体操は、左右均等に体を動かすように構成をされています。それにより体の左右の筋肉のバランスが整い、ゆがみが取れ、美しい姿勢とプロポーションをつくることができます。

3つ目、内臓も活性化をする。体をひねったり曲げたり、側面をぐっと伸ばしたりと、腹部の体幹を刺激する動きが多いので、胃腸をはじめとした内臓の動きが活発になり、血行がよくなったり代謝が上がったり便秘が解消したりと、内臓からのきれいにも期待ができますとありました。

「新しい朝が来た。希望の朝だ。」でおなじみの軽快な音楽に乗って始まる巡回ラジオ体操・みんなの体操には夏期巡回と特別巡回があり、どちらも体操会の模様がラジオから全国に生放送されています。幅広い世代に定着しており、特に夏休みのラジオ体操は日本の夏の風物として浸透しております。

ここ芦屋町におきましても巡回ラジオ体操が実施をされました。当時の開催模様がインターネット上に掲載されておりました。平成23年7月21日の記事の紹介となりますが、「芦屋町は福岡県の北部に位置し、響灘を望む遠賀川河口に広がる町です。奇岩景勝の磯を形成する海岸や白砂青松のなだらかな海岸があり、多くの観光客が訪れる海洋レジャータウンとなっています。

今回は芦屋町町制施行120周年を記念してラジオ体操・みんなの体操会が開催されました。台風の影響が心配されましたが、当日は時折小雨が降る中、1,000名以上の皆さんに参加し

ていただき、元気にラジオ体操を行いました。」と記事が載っております。夏休みはラジオ体操が日課だったという人も多いというのではないかと思うところであります。

以上ラジオ体操のことについて長々と詳細を述べさせていただきましたが、そこで、昨年や今年など、最近の芦屋町のラジオ体操の開催状況についてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

ラジオ体操の開催状況を把握している部署がなく、直近の区長会におきまして、各自治区長への聞き取りで確認できた内容になりますが、昨年度、令和4年度になりますが、30自治区中10自治区、今年度、令和5年度につきましては、30自治区中11自治区で開催されております。

なお、ラジオ体操はいつでもどこでも誰でも気軽にできる、すぐれた運動として全国的に定着していることもありまして、実施主体は地域住民、企業、高齢者福祉施設など、様々でありますので、自治区主体のラジオ体操以外の開催状況は把握できておりません。

説明は以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

ラジオ体操の健康づくりへの効果について、先ほどから述べさせていただきましたが、町としてのお考えをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

ラジオ体操は体の仕組みを基本に考案された体操で、ラジオ体操は第1、第2共に13種類の運動で構成された有酸素運動でございます。

また、1つ1つの運動に目的、狙いがあり、ラジオ体操第1は老若男女問わず、誰でもできることに重点が置かれ、ラジオ体操第2は第1より運動量を増やし、職場で勤労する人などが疲労回復や能率増進を図ることができるよう、体力、能力の強化にポイントが置かれております。ラジオ体操の健康づくりへの効果につきましては、ラジオ体操を継続的に行っている方々を対象にした全国規模の調査・研究結果では、体内年齢や血管年齢、骨密度などの数値は、年代ごとの標

準値に比べまして良好であることが明らかになっており、ラジオ体操が健康づくりに効果的なことは科学的にも裏付けられております。

以上のことから、ラジオ体操を正しく理解しながら、自分自身の体力等に合わせて継続的に無理なく行うことで、世代を超えた幅広い人々の健康の保持増進等の効果が期待できると考えております。

説明は以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

現在、ラジオ体操の普及に向けた芦屋町としての支援についてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

現在、芦屋町にはラジオ体操の普及に向けた補助金等の支援策はございません。

なお、福岡県内では、筑前町、筑後市が一定の条件を満たした団体等にラジオ体操を実施するために必要となるCDラジオカセットレコーダー、いわゆるCDラジカセやラジオ体操のCD等を給付する支援を行っております。

また、神奈川県大和市では、ラジオ体操を継続的に行っている市内の自治会に対し、1か所当たり1万円を交付するといった支援を行っている例もございます。

説明は以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

ラジオ体操は運動効果だけではなくてですね、あわせて地域コミュニティーの結束にも寄与しているものと思っております。理由としましては、健康維持や増進効果が見込めることで動ける体が維持できる、ストレス発散が見込めることで健康な睡眠が確保できる、運動は骨や関節、筋肉を満遍なく動かす全身の運動であり、全身への刺激は身体の機能を高め、体力を増進させる効果が期待できます。

また、柔軟なけががしにくい体づくりのための起床後のストレッチやスポーツ前のウォーミングアップにも有効となります。また一番地域のコミュニティーというところで行きますと、身近な御近所のコミュニティーの場として、子供から高齢者までの参加が見込めることで会話が弾み、

顔なじみになれること等、大きな効果が期待できます。

以上の効果等を参考にさせていただき、今後、ラジオ体操に対して何らかの対応策を検討してみたいかと思うのですが、お尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

ラジオ体操は世代……。

○議長 内海 猛年君

ここでちょっとマイクの調子が悪いので、しばらく休憩します。

午前 10 時 27 分休憩

.....
午前 10 時 40 分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。それでは、一時中断しましたので、健康・こども課長の答弁をお願いいたします。

健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

ラジオ体操は、世代を超えた幅広い人々の健康の保持増進等の効果が期待できるとともに、議員御指摘のとおり、地域コミュニティーの結束にも寄与するものと考えております。

しかしながら、健康づくりに資する体操が各種ある中で、ラジオ体操のみを対象とした支援策を講じていくべきか、現段階ではお答えすることが非常に難しい状況でございます。

説明は以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6 番 本田 浩君

現段階では回答が難しいといったことのようにですが、例えば講師を招いて講習会を実施し、各地区に普及を図るとか、総合グラウンドで町全体のラジオ体操を夏期休暇中に回数を取り決めて実施するなどのことについてはいかがお考えかお尋ねをします。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

ラジオ体操をはじめ全ての運動に共通することですが、健康の保持増進等の効果を得るには、いかに継続して行うことができるかが重要と考えております。このため、ラジオ体操は自己流であると効果が半減してしまうとも言われておりますので、正しい運動のために講師を招いて講習会を実施する、また、町全体のラジオ体操を実施するといったことも必要になるかもしれません。いずれにしましても、ラジオ体操を継続的に進めていくためには、住民の方自らがラジオ体操を実施したいとご要望いただくことが非常に重要であると考えております。このためラジオ体操自体の普及や、ラジオ体操をやらうといった機運を高めていくことが必要と考えております。

今回、本田議員より、ラジオ体操に関する一般質問をいただき、ラジオ体操の効果等を町民の方々に知っていただくよい機会になると考えておりますし、当課といたしましても、健康教室等におきまして、ラジオ体操の効果や有効性を知っていただく機会の提供等のため、ラジオ体操を取り入れていきたいと考えております。

しかし、現段階ではラジオ体操に対する機運が高まっていない状況と考えておりますので、町から各自治区にお願いして講習会を実施する、また、町全体で実施するといったことは難しいと考えております。

説明は以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今後、機運が高まっていくことを期待しまして次に移ります。

要旨4、福岡県健康アプリについて、内容と芦屋町としての支援についてお尋ねをします。

まず、健康アプリにはどのような効果が期待されるとお考えかお尋ねをします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

福岡県では県民の皆さんの健康寿命を延ばすため、ふくおか健康づくり県民運動を推進しております。このため、県民一人一人が日々の運動や食生活の改善、健診の受診、健康教室やイベントへの参加など、健康づくりに積極的に楽しみながら継続的に取り組んでいただけるよう、ふくおか健康ポイントアプリが開発されております。アプリでは、歩数に応じたポイント付与や協力店でのお得なポイント利用など、楽しく続けられる機能や仕組みが用意されております。

主な機能としましては、歩数や距離、消費カロリーが一目で分かり、自分の体力に応じた目標歩数を設定できる身体活動量機能、歩数を日別、週別、月別など、運動量の変化を可視化できるグラフ機能、県内の市町村内の個人やグループの歩数順位が日々更新され、楽しみながら運動を継続できるランキング表示機能、体重、血圧、食事バランスなどの記録を入力すると、健康管理ができ、さらにポイントもたまる健康記録機能などがございます。

芦屋町におきましても、このアプリを活用していただくことで健康の管理や増進だけでなく、健康意識の向上や運動習慣の定着等の効果が期待できるものと考えております。

また、芦屋町の支援策についてでございますが、アプリを使って楽しみながら継続的に取り組んでいただけるよう、昨年度、令和4年度は、アプリの5,000ポイントで芦屋町商工会の商品券が当たる独自のキャンペーンを実施しております。

また、今年度、令和5年度は「必ず当たる！芦屋町限定キャンペーン」と題しまして、アプリの7,000ポイントで芦屋町商工会の商品券が500円から3,000円分、3,000ポイントで500円から1,000円分当たる独自キャンペーンを予定しており、利用者の増加や継続的なアプリの利用のため、取り組んでいるところでございます。

説明は以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

お聞きした内容によりますと、独自のキャンペーンを実施され、継続的な取り組みに支援をいただいたとのことですが、このキャンペーンの応募状況や実施されての効果等についてお尋ねをします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

昨年度、令和4年度の応募状況でございますが、令和5年1月末時点のアプリ利用者220名に対しまして43名の方から応募がありました。キャンペーンによる効果が全てとは言いませんが、令和3年度の新規利用者52名に対しまして、令和4年度は116名と、2倍以上の新規利用がありましたので、キャンペーンによる効果があったものと考えております。

説明は以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

健康情報を入力しまして、健康状態を把握し病気の早期発見につながる、また可視化により健康維持につながると考えておりますが、いかがお考えかお尋ねをします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

先ほど御説明させていただきましたが、アプリの機能としまして、体重、血圧、食事バランスなどの健康記録を入力管理することができます。

また入力した健康記録の体重、血圧はグラフ化されるため、増減を視覚的に確認することもできます。このため、アプリの健康記録を入力することにより健康状態の把握、病気の早期発見の一助になるとともに、健康維持にもつながるものと考えております。

説明は以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

継続的なアプリの活用は健康的な習慣が身につき、正しい健康情報を身につけるきっかけになるかと思えます。そのことが病気の早期発見につながり、予防医療の面から大きな効果が期待できると思いますが、いかがお考えかお尋ねをします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

議員ご説明のとおり、継続的なアプリの活用が健康的な習慣が身につき、正しい健康情報を身につけるきっかけになると考えております。このため、健康的な状態を保ち、病気を未然に防ぐ……。

○議長 内海 猛年君

申し訳ありません。ちょっとマイクが、またちょっと中断してますので。——ちょっとここでしばらく休憩いたします。

午前10時48分休憩

.....
午前10時51分再開

○議長 内海 猛年君

すいません。ちょっとマイクの状況が悪いので執行部の答弁は演壇でお願いいたします。

それでは、ただいまより再開いたします。

執行部の答弁、健康・こども課長お願いします。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

議員御説明のとおり、継続的なアプリの活用は健康的な習慣が身につく、正しい健康情報を身につけるきっかけになると考えております。このため、健康的な状態を保ち病気を未然に防ぐ1次予防とともに、健康記録機能による健康管理等によって病気の早期発見、早期治療に取り組む2次予防につながるため、予防医療の面からも効果が期待できるものと考えております。

説明は以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

健康状態を体が動ける状態で維持することは、社会活動に参加するなど大きく自分自身の行動が活発になり、健康に関してのモチベーションが上がり、ほかとの交流にもつながり、地域全体の健康意識の向上につながるかと思えます。そういうふうに思っておりますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

健康寿命の延伸のためには社会活動の参加などといった、人との関わりを持つことが大切であると言われております。実際に社会参加が活発な人ほど、要介護認定を受けたり認知症を発症したりする割合が減ることが明らかになっております。このため、健康に関してのモチベーションが高く、社会活動等に参加する意欲的で活動的な方が地域に増えることで、地域全体の健康意識の向上の一助になると考えております。

説明は以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

私も福岡県の健康アプリを活用しまして、健康のため時々散歩をしているんですけども、こ

こ最近、非常に芦屋町の登録の方が増えているのが実感として分かります。

先ほど言われましたランキングの話ですが、1位から100位までということで、新しいお名前がたくさん載っていることを見ますと、新たな方々が参加されてるんだなということを感じておるわけですが、これもひとえに担当課の方の職員さんにお聞きしますと、自治区での説明会のときに、資料も持たれて説明をしたりとか、あるいは健康相談の際にそういったアプリのことを周知しているということをお聞きしておりますので、担当課の方々の職員さんの努力が結果につながっているんだろうなというふうに思っております。

次に移ります。

要旨の5、町民の健康寿命を延ばしていく健康づくりについて、自治区の関わりについてお尋ねをします。

町民の健康寿命を延ばしていく健康づくりについて、自治区との関わりも大きな意味があると思います。令和5年版の高齢社会白書から抜粋となりますが、我が国の総人口は令和4年10月1日現在、1億2,495万人となっています。65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合、高齢化率も29%となりました。65歳以上の人口は昭和25年には総人口の5%に満たなかったんですけれども、昭和45年には7%を超え、さらに平成6年には14%を超えたということで、高齢化率はその後も上昇し続けて、令和4年10月1日現在は29%になっております。社会保障の給付費、年金、医療、福祉、その他を合わせた額のことなんですけれども、この全体について見ますと、令和2年度は13兆2,211億円となり、過去最高の水準となりました。先進諸国の高齢化率を比較してみると我が国は昭和55年代までは、下のほうにいたんですけれども、平成2年、1990年代にはほぼ真ん中あたりになりまして、平成17年には最も高い水準となって、今後も高い水準が続くと見込まれていると記載があります。

以上のことから、高齢化社会は避けて通ることができない現状があり、1人でも健康状態を良好に維持できるように、芦屋町としては、実施している施策にPDCAサイクルによる検証を重ね健康づくりに寄与することが重要かと思えます。

今後、各自治区の高齢者への健康づくりには、自治区の関わりが大きくなってくるものと思われれますが、いかがお考えかお尋ねをします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

高齢者の健康づくりにつきましては、本田議員がおっしゃられたように自治区の関わり、こちら大変重要になってきます。健康づくりの施策を行政主体として、仮に小学校単位で実施しましても、規模が大きくなりきめ細かな対応ができません。また、興味のある方は率先して参加いた

だけるとしても、そうでない方の参加はあまり望めず、施策が浸透しない可能性があります。だからといって規模を小さくして全地区に役場職員が出向いて実施するにしても、町の職員体制では実施回数が制限されるなど効率的ではないと考えます。

このようなことから、自治区が主体となって健康づくり、もっと広く言えばフレイル予防の拠点を運営していただくことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今後は健康な高齢者が地域のコミュニティーを支える中心になっていくと思われれます。老人会だけにとどまらずに、各種団体の役員の担い手も高齢者である地域社会が訪れることが予測されます。であるならば、健康寿命を延ばしていく施策が今の地域では重要な位置づけとなりうると考えておりますが、いかがお考えかお尋ねをします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

国は、令和元年度に健康寿命延伸プランを作成しまして、2040年、令和22年になりますが、それまでに男女ともに健康寿命の3年以上延伸を掲げました。その中で具体的な取り組みの柱としまして、介護予防、フレイル対策、認知症予防、こちらが位置づけられており、住民主体で実施される憩いの場のさらなる拡充が求められております。通いの場には、介護予防に直結する取り組みや仲間と楽しめる活動があるため、地域の高齢者には様々なメリットがございます。高齢者一人一人が主体となり活動することで、自身の役割、生きがい、楽しさを見い出すことができるため社会参加への意欲が高められます。

また、通いの場に参加して軽い運動やストレッチなどを行うことで、自宅で過ごすよりも身体活動量が増えるため介護予防にもつながります。さらに通いの場では、茶話会など仲間と会話してもらったり、様々な学びのプログラムで脳を使ったりすることで認知症予防も期待できます。

このような通いの場を充実、拡充することが健康寿命を延ばしていく重要な施策であると考えております。芦屋町では、現在通いの場といたしまして、自治区公民館体操や地域交流サロンを推進しております。自治区公民館体操は現在17の自治区で実施しております。自治区が主体となり、身近で通いやすい自治区の公民館に集まって開催してもらってます。いつまでも健康に暮らしていくために、体操を習慣化することを目的として町から講師を派遣して行っております。

町としましては、別に体操サポーター養成講座を開催し、体操についての知識を学んだ高齢者

の人材育成にも取り組んでおります。講師派遣がないときにでも、それぞれの自治区で自主的に運営できるよう努めているところがございます。地域交流サロン、こちらも自治区主体で行ってもらっており、現在23の自治区で実施しています。うち、3つの自治区では現在休止中なのですが、新たに金屋区が実施予定というふうになっております。地域交流サロンでは、高齢者が定期的に集まりまして体操や脳トレ、茶話会等で触れ合うことを通じ、高齢者の引きこもりの防止や孤立感の解消、健康づくりを図っているところです。

町としましても、令和5年度には、今年度ですが、サロン同士の交流会を開催し、他のサロンの実施内容を共有することで、各サロンの活動内容の充実に向けた支援をしたいと考えております。

また、新たにサロンの開始を希望する自治区に対しましては、外部アドバイザーを招き、サロンの効果的な運営方法をレクチャーしてもらうなどの立ち上げ支援を現在行っておりまして、こちらを引き続き行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

自治区の役員の担い手をするにも動ける体を維持しておく必要があります。芦屋町として、自治区としても、人生経験が豊富であり、健康良好状態を維持された高齢者が関わってくことを鑑みますと、健康づくりをさらに踏み込んで実施していく必要が重要であるかと思っておりますが、いかがお考えかお尋ねをします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

福祉課といたしましては新たな施策をするのではなく、先ほど本田議員もおっしゃられましたが、PDCAサイクルによる評価検証により現在の施策のさらなる充実が重要であるというふうに考えております。コロナ禍によりまして、自粛をやむなくされていた通いの場をコロナ禍以前、コロナ禍前以上に活性化できるよう、現在の実施している地区でアンケートを実施し、必要な改善等を行っていききたいと考えております。

また、未実施自治区におきましては積極的な広報を行い、興味のある自治区に対して積極的な立ち上げ支援を行っていききたいと考えております。

今後も高齢者がいつまでも元気に活動し、地域の人たちとつながり、社会参加しながら生活するため、これらの通いの場が地域の介護予防、健康づくりの拠点となるよう町としても支援を行っていききたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今後迎えるであろう超高齢化社会においては、早め早めに芦屋町のほうで自治区の役員等の担い手不足に対する理解をさらに深めていただき、課題解消に向けた人材の育成や研修を実施していただき、担い手となる地域リーダーのスキルや知識の向上をサポートしていただくことは重要かと思えます。

特に今回の質問に限って述べますと、健康状態をサポートするプログラムや町内の福祉施設との連携ができるさらなる環境を整えることが、地域の役員が共に情報を交換し活動できる、自治区活動に参加されている方々が共同の目的を持って、地域の健康利益を向上させることが重要かと思えます。

また、今後地域の自治区役員の高齢化については、自分自身の健康準備が必要となると考えております。年齢が上がっても地域の一員として社会貢献ができることは、充実した時間を過ごすことができることになり、同じような立場の人々が連携し、知識や経験を共有できるような協力関係も先ほど申しましたラジオ体操には顔なじみになれるという大きな力があるかと思えます。

私は今回の質問でぜひ芦屋町に今後、協力的にラジオ体操をするという場面を多くつくっていただきたいなというふうに希望して提案をしておりますが、今日の質問ですね、私がシステムと相性が悪いのか、以前もマイクトラブルがあった記憶があるんですけども、なぜかここに1時間以上いる気がしております。

私の一般質問はこれにて終わらせていただきます。

○議長 内海 猛年君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 内海 猛年君

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

日本共産党の川上です。一般質問を、発言通告に従って行います。

まず第1に、柏原漁業周辺環境整備について伺います。

町では、芦屋港活性化計画に基づき、芦屋港のレジャー港化を進めています。これを中心にして、近隣市町村からの集客力の強化をし、町内の回遊性の促進を図るとしてしています。芦屋町では、集客力の高いイベントや歴史資源が豊富であり、これらを活用し地域活性化を進めることが必要

であると言っています。そこで、伺います。

第1に、平成11年当時、洞山に遊歩道を設置する計画があり、試作品による耐久性等の調査が行われたが、設置には至らなかった。その後、洞山は洞穴が崩落の危機にさらされていたが、町民との協働で修復され今では多くの観光客が訪れている。しかし足場は岩盤ではなく、転倒の危険性が伴っている。当初の遊歩道を設置する計画はどうなったかをまず伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

遊歩道の計画につきましては、平成11年度から13年度にかけて当時の漁港環境整備事業補助金を活用した事業計画が検討され、素材の耐久性などを確認するための試験設置なども行われました。

しかし、その後の検討の中で、散策道の設置につきましては設備に漂着するごみなど、維持管理に問題がある等の理由から、計画を断念したと伺っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

そういった理由でですね、その当時はできなかったわけなんですけど、当時はですね、地の御堂の堂山から、奥の洞穴の洞山までを通すという計画でした。

御手元に配布している資料がありますので資料1を御覧ください。

これは、耐久性とかそういったものを見るために設置した試作品ですが、20年たった今でもですね、4基設置されてたんですけど、2基は完全な形で残っております。そして手前にある茶色の板についてはですね、当時のままと変わらない状況でですね、老朽化もしてないという、そういった状況です。洞山の洞穴が整備されて案内板が設置され、多くの観光客が訪れています。高齢者や幼児も多く、足場が悪いので、転倒の危険性もあります。

資料2を御覧ください。

これは漁港整備計画の中で、今回ですね整備された、西側防波堤です。これもですね整備されてですね、段差も解消されている状況です。

芦屋町ですね、第2期芦屋町観光基本構想の中ではこう言ってあります。まず、基本理念として、「芦屋町は、響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然や、独自の歴史文化など豊富な観光資源を有しています。これらを活かした観光まちづくりを進めていくため、観光の質を高め観光客の満足度向上を図るとともに、地域経済の活性化や生活環境の向上など、住民にとって住み

よいまちづくりにつなげることで、持続可能なまちづくりに寄与していくことを目指す必要があります。」としています。

そして、基本施策の3では、魅力を活かしたアクティビティの提供ということで、「関係団体・事業者と連携し、ウォーキングやドライブをはじめとする芦屋町の魅力が味わえるおすすめスポットや回遊ルートを設定するなど、楽しみ方を提供するとともに、それを周知することで町内回遊客の増加を図ります。また、響灘に面する美しい海岸を活かして、利用者のニーズを捉えた新たな取り組みや既存事業の内容を充実させ、海洋性レクリエーション活動を推進します。」という、こういったふううたっています。

3を御覧ください。

整備された西側防波堤から洞穴の前の状況ですけど、まず、消破堤からですね、洞穴の100メートル程度ですが、ここに遊歩道を設置すれば観光客にとっての利便性は大きく改善するのではないのでしょうか。

今回はですね、地の堂山については町に寄付し、東側にですね、歩道ができ、観光客はそれを利用していますので、この消破堤から洞穴の洞山の100メートル、これについての設置を考えるべきじゃないかと思いますが、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

堂山に自然遊歩道を設置してはどうかということでございますが、令和3年第3回定例会の萩原議員の一般質問にもございましたが、観光客の安全と利便性向上につながる遊歩道等の設置に関しまして要望を受けており、現在、実施計画に計上し、検討を行っているところでございます。

また、第2期芦屋町観光基本構想におきまして、洞山につきましては回遊性レクリエーションエリアとして、観光客にとって魅力向上につながるよう検討を行うこととしておりますので、先ほど議員より御提案をいただきました内容も踏まえ、洞山周辺の整備について検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今後ですね、ぜひそういったところを実現できるようにしていただきたいと思っておりますし、また、資料のですね、2ページ目の10を御覧ください。

これは町によりですね、回収された漂着ごみを撮った写真ですが、ここはですね、埋立てが行

われて現在は町有地となった場所です。この手前のほうにですね、元はトイレもあったんですけど、老朽化して現在は閉鎖されております。この町有地にですね、やはり、トイレが必要ではないかと思います。離れたトイレは堂山トイレまではやっぱり400メートル、500メートルぐらいありますんでね。

ぜひ、ここにですね新しいトイレと、そしてまた休憩できるようなですね、あずまやみたいなものを設置すること、こういったこともですね、計画の中に入れるべきではないでしょうか。その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

当該箇所につきましては具体的な整備計画等は現在ございませんが、敷地内にあります老朽化したトイレにつきましては、防犯面や景観なども考慮し、今後、撤去する方向で考えております。

なお、議員御提案のトイレとあずまやの設置につきましては、現在検討中の堂山周辺の整備とも関連するものと考えますので、先ほどの遊歩道の提案とあわせて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひ実現するよう努力していただきたいと思っております。

それでは件名2のですね、漁港の敷地内にある排水のための集水桝は近年の集中豪雨のためオーバーフローし、敷地が水没し漁具倉庫が水に浸かることが頻繁に起こっている。今年の7月にも二度、漁具倉庫が水没している。この原因はどこにあるのかを伺う。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

柏原漁港敷地内にあります漁具倉庫が水没する原因ということでございますが、漁具倉庫は周囲の敷地と比べ、一番低い位置にあるため、必然的に水が集まる条件となっていることが一番の原因であると考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

実際、敷地が低いということもありますが、資料のですね1ページ目の4を御覧ください。

これは今年6月の豪雨による漁協周辺の状況を撮ったものです。

この4のですね、電信柱の横に大型のですね、集水桝があります。それともう1つ、この左手のですね、柱のところにも大型の集水桝が2つあります。これがですねやっぱり集水桝からですね、雨水が吹き上げているという状況が映っております。これによって漁具倉庫が水没し、30センチほど浸かっています。漁具倉庫は漁具や冷蔵庫など、また、住宅材の木材、こういったものが保管されているという状況です。

次にですね、5を御覧ください。

5はですね、敷地内に暗渠排水管が施工されていることを示す町の施設平面図です。これはよく分からないのですね、議長の許可を得ましてこれを拡大したのが、一番最後にあると思います。これをですね、赤い線がありますが、これの内側についてはですね、漁協の敷地になります。外は町有地になります。

資料6を御覧ください。

手前の平面図のところですね、町の集水桝があります。それともう1つ手前に、漁港の集水桝っていう文字が入ってる、この手前にですね、やはり町の集水桝があります。

これが、この地図で言えばですねBとCですね。

それと、もう1つ、6の図のですね、奥に黒い車がとまっていますけれど、ここにもですね、町の暗渠から出た水の集水桝があります。

こういったですね、集水桝が資料7、8のところの集水桝なわけです。この集水桝がですね、4の写真のように大雨になったときにはですね、漁協の集水桝から噴き出て、そして側溝やですね、暗渠排水管を流れ柏原漁港内にある10の集積桝に送られているという状況です。

つまり、Dの集水桝は柏原地区に降った雨を流しているA、B、C、それとAの左手にある2つの側溝、こういった水がですね、全部このDの集水桝に集中しているということになります。それによってですね、敷地内に降った雨も合流して、集水桝の許容量をオーバーし集水桝をあふれて漁具倉庫付近が水没するという、こういった仕組みになっています。

それで伺いますけど、芦屋町では、この異常気象による線状降水帯による豪雨災害等はまだ起こっていませんけど、やはり今後で起こるであろうそういった集中豪雨に対してですね、水害に対する対策を強化する必要があります。

柏原地区にですね、100ミリを超える豪雨が降ると、現状の配水施設では漁具倉庫の水没等は避けられないというふうに思います。こういった対策についてどう考えるのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

近年のゲリラ豪雨的な降り方をいたしますと、雨水を吐ききれずに一時的に冠水してしまう箇所があるのも事実でございます。

この漁具倉庫付近につきましては、土地が周囲より低いことが一番の原因であるというふうには、雨水がたまりやすい一番の原因であるというふうには考えております。

この漁具倉庫への被害を抑えるため、最少の経費で最大の効果を上げるための方法といたしましては3点ほど考えられるんじゃないかと考えております。1点目には、倉庫への浸水を食い止めるための止水盤を設置する。2点目には、倉庫内の主要な設備、冷蔵庫とかがあるようでございますが、これらをかさ上げする。3点目には、この低いところに柵を設置し、排水ポンプを用いて西方の海岸側のほうにホースを延長して排水する。このような方法が考えるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

そういったですね、いろんな方法も考えられると思いますが、やはりこういった被害に遭うのは漁協の方々です。そういった点では漁業組合の組合員、当事者のですね、意見をよく聞き、そして、そういった話合いをする場を持ちですね、町としても支援の在り方を検討すべきではないかというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えします。

漁港内の雨水対策については、先ほど1つ御提案も話が出ておりましたが、漁協が主体になるべき事業ということもございます。漁協とも今後も話合いの場を設け効果的な対策案と一緒に検討するなど、問題解決に向け町としてもできる協力を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひですね、当事者の声をよく聞いて、そしてそういった声の実現できるようにですね、対応していただきたいと思いますが、先ほどのですね、指摘のように、D柵には5本の側溝と1本の暗渠管がつながっております。そして柏原区の雨水が、ほとんどがですね、これに流入しているというそういった状況があります。

ですから私は、抜本的な対策としてはですね、漁協内のDに雨水を送ることは廃止し、Aの雨水柵から、このサイクリング道路が通ってますんでですね、このサイクリング道路下に大型の暗渠を通して、そして西方の海岸に、柏原地区に降った雨水についてはそこを排水するという、こういったことをですね、検討することが必要じゃないかと思います。

なぜならやはり、この一番下流のですね、雨水柵が増水すれば、上流のですね、排水にも大きな影響を与えるという問題です。

そしてまた、この平面図にあるですね、E、これは西方海岸のほうにですね、土管で水を流してるんですけど、このE自体はですね、干潮時には土管が海面上に出ていますけど、満潮になるとですね海面の中に沈んでしまうんですね。

そうすれば当然、海面の海水が逆流して上がってくるという、そういった状況になりますんで、集中豪雨と満潮が重なればですね、やはり大きな被害が出るということは考えられます。

そういった点ではですね、これを、柏原地区に降った水は、町の責任として西方海岸の暗渠を通して流していくという、そういったことをですね、提案したいと思います。

それと関連してですね、9を御覧ください。

9はですね、これは柏原漁協の横の道なんですけど、これもですね、7とか8の写真の下にあるんですけど、7とかですね、8とか、そういったところの側溝ではけ切れない水は上へ出て道路を伝ってですね、流れてきます。この7の坂道なんかはですね、集中豪雨が降ると、もう川によって流れている状況です。そういった水が一番、その下にある柏原漁港のところの9にですね、流れていって、今回の夕方から降った夕立の雨でですね、この水道メーターと書いてありますけど、ここら近所がですね、約50センチほど陥没して、そしてもう浮いてる状態でしたし、土砂も相当削られて道路に流れるという状態でした。これは漁業者がですね、出てからですねこの修理した後なんですけど、その後にですね、今度は陥没部分というのがありますけど、アスファルトがですね、陥没しているという状況も生まれました。アスファルトの陥没があった、また2段にすればですね、今度はここには水道管も通ってるけど、今度は水道管がですね、破裂してですね、漏水するという、そういったことも起こってます。

そういった点ではですね、この、やっぱり土砂がえぐられるという、そういった状況がですね、この水道管の水漏れについても関連しているんじゃないかというふうに思います。

このアスファルトのところには、確かに漁協の有地なんですけど、ここにはですね、図面にも

あるように暗渠管もですね、通っているわけです。そういった点では、個人の有地だけじゃなくて、やっぱり町も利用しているという有地になります。こういった被害に対してですね、町のほうに相談すると、これは民有地の問題であるから対応はできないというそういった対応です。

しかし、やはりこの暗渠が通っているという、そういった問題を見てもですね、町の対応としては何らかのことを考えるべきだというふうに思います。とにかく水はですね、上から下に流れるという性質を持ったものですから、これによってですね、法的な責任が町にあるとは言えませんが、やはり、行政としてもですね、このような被害に対して何らかの対策を考えるべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

それではお答えいたします。

道路表面を雨水が流れることが直接的な原因としてアスファルト舗装を削ったり、また、道路を陥没させたりすることはございませんが、該当箇所付近の道路表面を流れる雨水対策としましては、道路に新たに横断側溝を通すなどの効果的な方法を検討、それから実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

対策はですね、やはりそういったことに関するプロの方が考えるべきだと思いますが、とにかくやっぱりそういった当事者の意見これをやっぱり十分に聞いてですね、町としての支援の在り方ということですね、検討していただきたいと思います。

続きまして3に移りたいと思います。

柏原漁港区域は毎年の集中豪雨や台風による豪雨で、遠賀川上流から流木や葦、ペットボトル、アルミ缶などが漂着し、漁業操業への障害や漂着海岸の景観に大きな影響を与えている。町もごみや流木の撤去の対策を行っているが、漂着してから撤去を開始するまでは時間がかかり、作業を始めるときには漂着ごみは海に流されて無くなってしまっている。機動力を持った漂着ごみの回収対策を行うべきではないか。この件について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それではお答えいたします。

漂着ごみへの対応については、県の補助金も活用し、台風や大雨の後に漁港区域内に漂着したごみの回収及び処分を業者委託により行っております。今年7月の大雨の際も、発注方法の工夫や回収が容易となる箇所を選定など、早期の対応に努めたところでございます。

しかし、一部の箇所については業者への依頼は完了していたものの、潮の干満により作業前に漂着ごみが流れてしまったという事案が発生いたしました。

担当課としても、漂着ごみへの対応は今後も早急に行う必要があると考えておりますが、業者選定に係る事務や業者の御都合等もございまして、できるだけ早期に着手ができるよう効率的に事務を進めていきたいと考えております。

また、漁港区域内に漂流した流木等の回収につきましては、漁業への影響を考え対応する必要がありますので、協力体制や対応策などについては漁協と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今回ですね、大雨でも相当のごみが流出したわけなんですけど、資料ですね、2の10を御覧ください。

これは、先ほど今課長が答弁したように、割と早い対応をしてですね、洞山の流木とかですね、漂着ごみ、こういったものをですね、回収して洞山の町有地に保管している状況です。ほかにも、西方海岸ですね漂着ごみについても、ある程度早い対応で回収することができました。でも、残りですね、半分がですね、そのままに置かれておいて、その後何日たっても回収されずですね、日にちがたつにつれて大潮を迎えてですね、全て流れ出たという状況が生まれました。

これは、資料2ですね、11、12の状況ですけど、せっかく漂着しとったごみがですね、大潮でから、これもう全て回収されずに海に流れ出したというこういった状況です。

これらのごみはですね、漁業者の網に絡んだり、航行する船のプロペラを損傷したり、船のエンジンの冷却水に紛れて、エンジンの故障を起こしたりしています。

また、過去の経験にあるようにですね、台風や大しけにより、ペットボトルや空き缶プラスチックごみなどがですね、幾度となく海岸にですね、漂着し、多くのボランティアによりですね、回収されていることが繰り返しています。

また、これらが原因でマイクロプラスチックが発生し、世界的な環境汚染が問題にもなっています。海岸に漂着するごみは、そういった流出ごみの全体の20%だと言われております。残りの

ごみは全部ですね、海底に沈んでしまうような状況です。そうした漂着ごみでもですね、少しでも多く回収するためには、やはり迅速に対応する必要があります。

この間、芦屋町でも予備費を使ってですね、漁業者を活用しごみの回収を行ったことがありましたが、そういった仕組みをつくることはできないのか、それについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほどもお答えしたところでございますが、漁港区域内に漂流した流木等の回収、こういった対策等につきましては、今後の協力体制や対応策など、漁協さんともですね、お話を今後やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

漁業者もですね、自分たちのなりわいを守るといことでですね、そういったところのことに對して協力はできるというふうに思います。

この前テレビでですね、やはり、全国でやっぱりこの漂着ごみ、沈殿ごみが問題になってますが、伊勢湾でですね、沈殿ごみを回収するためにですね、漁業者が魚をとる網ではなくてごみを回収する網を仕掛けてですね、ごみを回収していつているという、そういった国の事業が紹介されていきました。

やはりこの漂着ごみについてはですね、やっぱり本当に全国的にも大きな問題になっています。漂着ごみのほとんどがですね、これは芦屋から出たものではなくて、遠賀川の流域から、上流から流れてきているものです。

遠賀川流域の自治体でですね、この問題について、ごみ対策の基金を積み立てるとい、こういったことをやって対応するといことが出されておりますが、こういったですね、基金を使って海岸への漂着ごみを回収する、そういったことに活用はできないのか、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

柏原漁港区域内に漂着しましたごみの回収費用に基金を活用することができないかについてお答えいたします。

まず、遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会基金について少し御説明いたします。基金が設立された目的でございますが、河口堰が全開されたときに河川から流出したごみの被害を最も受ける、芦屋町柏原漁港区域のごみ処理費用を流域市町村等で負担することとしたものでございます。国・県・流域市町村による負担割合でございますが、芦屋町が負担したごみ処理費用の総額から補助金を除いた費用について、それぞれ3分の1を負担することになっております。令和2年4月1日から施行されております。

なお、川上議員がおっしゃられております海岸の漂着ごみの回収に活用できないとのことですが、使用目的が河口堰を全開した場合に限られております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今の課長の答弁ではですね、そういった基金について活用するような合意もできているということですが、「使用目的が河口堰を全開した場合に限られております。」ということで、河口堰の門が水門が8つあると思いますが、それを全て開けないとこの基金の活用はできないという、そういったことではあるということならばですね、この基金はあっても使うことはほとんどできないという、そういった絵に描いた餅であるじゃないかと。

やはりこういったことではですね、あまりにも官僚主義ではないかと私は思います。やはり、流出したごみの被害の実態に応じてですね、基金を活用すると。8つ全部開けなくても、6つ開けてもごみ流れ出て、漂着して漁業者が、芦屋町民は迷惑をし、また、ごみを回収するのに芦屋町のお金を使う上流の方々が出したごみの処分をですね、芦屋町の町民が、担うということはやっぱりちょっと理にかなわないんじゃないかというふうに思っております。

やはりこういったことをですね、やっぱり被害の実態に応じて基金を活用するという内容にしないといけないと思いますが、こういったことをやっぱり関係団体に、基金の活用の在り方を見直すということが求められてるんじゃないでしょうか。

そこで町長にお伺いいたしますけど、町長はですね、この間もですね、この流域、遠賀川流域の会議の中でですね、被害の実情を訴え、こういった基金を使うことに強く働きかけてきたと思いますが、現状ではですね、実態に応じた使用はできないということになってはいますが、さらにですね、この流域の会議の中で、こういったことが解決できるように働きをかけてもらいたいと思っておりますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

今の川上議員からの質問に対してお答えしたいと思います。

これはもう、この問題はもう随分昔から随分年月をたっておるわけでございますし、まずは遠賀川から流出するごみにつきましては芦屋町だけでは解決できるものではなく、流域市町村、遠賀川流域の組合というかそういう組織があるんですが、河口の町である芦屋町につきましているんな節目節目で訴えてきた、今も訴えてきておるわけでございます。

随分、10年か7～8年前にいろんな、そのかいあって、流域の皆さん方の御理解もできまして、基金というものが、先ほどからの基金が創設されたわけでございます。

これはお金の問題ではなく、一つのきっかけづくりだと私は思っております。認識していただき、流域の市町村に、あなたたちが——、あそこの遠賀川の護岸のところに草を刈ったり、木を切ったり、ごみを捨てたり、そのごみは全部芦屋に流れてきてるんですよということの訴えが届いたのではないかと思っております。これを契機に不法投棄、環境問題、遠賀川河川の清掃活動など、積極的に行うなど流域住民の意識改革が取り組まれてきております。

最近コロナの関係で、ここ何年かはないんですが、一斉清掃のときにやっぱり流域の市町村の方が数多くおいでになられて、ごみの処分という形で協力をいただいております。

しかし、今後河口堰を全開するしないにかかわらず、ごみの流出量が増えた場合は芦屋町における費用負担も増えることから、今度また遠賀川流域リーダーサミットがございますので、遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会など、機会をとらえて、この基金の運用、川上議員が言われました基金の運用をもう一度、再度、いろんな課題を訴えて、現実、柏原地域の洞山地域のところで置かれた現場のことをですね、説明申し上げてですね、運用の課題として訴えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひですね、遠賀川流域サミットでもですね、そういったことを主張していただいて実現できるようにしていただきたいと思っております。

続きましてですね、国民健康保険税の子供の均等割について伺います。

国民健康保険の保険料は市町村ごとに決められ、世帯単位で徴収されますが、この保険税が高過ぎて払えないことが各地で大問題となっています。

例えば中小企業の職場に勤める人が加入している協会けんぽと比較してみると、給与収入400万円未満の夫と無職の妻共に30代の夫婦に子供、小学生の子供2人の4人世帯の場合、保険

料年額をですね、国保運営協議会の資料を基に試算すると40万5,400円となります。

同じ世代が協会けんぽに加入していた場合は19万5,264円です。

国保料の高さは明瞭で、同じ収入家族構成の世帯が加入する医療保険が違うだけで保険料負担が2倍違うというのが、まさに制度間の格差不公平です。そんな中で国民からの強い批判を前に、2022年から就学前の子供の均等割を半額に軽減する仕組みを導入しました。

ただ、この措置は免税ではなく半額で、小中高校生には何の恩恵もないなど高過ぎる保険料の引下げの根本的な解決にはなっていません。全国自治体、全国町村会などは子供の均等割問題の根本的解決を図ることを国に求めています。そこで伺います。

1、国は2022年より未就学児の均等割を半額助成しているが、対象人数は何人なのか、これに伴う町の負担は幾らになるのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。税務課長

○税務課長 水摩 秀徳君

まず国民健康保険税の算定について御説明をさせていただきたいと思います。国民健康保険税は国民健康保険の財源に充てます医療給付費分、後期高齢者医療制度の財源に充てる後期高齢者医療支援金分、介護保険の財源に充てる介護納付金分という3区分がございます。税額の計算に当たっては、先ほど申しましたこの3区分ごとに、加入者の所得金額などに応じて算出する所得割、加入者1人ごとに加算される均等割、1世帯ごとに加算される平等割、これらで算出を行いまして合算した額が税額となっております。

なお、それぞれの区分ごとに上限が設定されておりますし、一定の所得金額に応じて7割、5割、2割の軽減措置がございます。

次に未就学児軽減について説明させていただきます。これは全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、子育て世帯の経済的な負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険税の算出方法のうち均等割、これを5割軽減するもので、令和4年4月1日から施行しているものでございます。

御質問にあります、芦屋町の令和5年度課税におけます未就学児5割軽減対象者につきましては、令和5年6月30日現在で67名、対象世帯数は50世帯、これに伴う軽減している額につきましては約56万円となっております。

ただし、この軽減に伴う公費負担の割合というのは国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっておりますので、未就学児5割軽減に伴う芦屋町の負担額は約14万円となります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

一応、50%の軽減割で町の負担は約14万円ということですが、それでは、これを18歳以下の子供の均等割を全額免除した場合、人数は何人なのか、また財源は幾らかかるのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長 水摩 秀徳君

同じく令和5年6月30日時点の国民健康保険税課税世帯のうち、18歳以下の人は273人、課税世帯数は144世帯となります。これらを基に議員の質問の件につきまして試算をしたところ、18歳以下の人の均等割の総額、約472万円となります。この額から既に実施されてます未就学児軽減によります国県の負担額、先ほど申しました額を差し引いた額が、実質の芦屋町の負担額となります。その額につきましては約430万円となります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それではですね、430万円ということですが、これは恐らく芦屋町の一般会計からすればですね、0.05%ぐらいだと思いますけど、こういったですねことを、18歳以下の子供の均等割を全額免除するという、こういったことを芦屋町でできないのでしょうか。それについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

それでは、18歳以下の子供の均等割全額免除につきましては、国民健康保険税の改正などを審議する芦屋町国民健康保険運営協議会を所管しております、住民課からお答えさせていただきます。

まず最初に、町独自で18歳以下の均等割額を減免することの可、不可について結論から申し上げます。現状、法律や町の国民健康保険特別会計の財政状況などを踏まえると、実施は困難であると考えております。この判断に至った理由といたしましては、法的な課題が2点。財政状況に起因する課題が1点ございますので、今から、これら課題について説明していきたいと思っております。

1点目は、国民健康保険制度は比較的自由度の高い自治事務にあつて、法律、政令により事務処理が義務づけられている制度となっています。これにより、我々地方自治体は法律に基づいた運用が求められており、国は地方自治体が独自に減免等を行うことについて、制度の立てつけ上、好ましくないと判断しております。

2点目は減免規定についてです。国民健康保険税の減免規定は条例で定められているものの、その根拠法令は地方税法となります。地方税法における減免規定には、災害、貧困等ございますが、子育て支援に関連する項目はありません。条例の制定に当たっては、法律の範囲内で制定しなければならないというルールがございますので、条例に法律で規定されていない子育て支援に関する減免項目を設けることはハードルが高いと考えております。

最後に、国民健康保険特別会計の財政状況についてです。本町の国民健康保険特別会計は、慢性的な赤字状態にあり一般会計から赤字補てんを目的とした法定外繰入金を毎年受入れております。しかし、国は地方自治体に対し、赤字補てんを目的とした法定外繰入金の解消を求めており、全国約8割の自治体では既に解消されているような状況でございます。このような現状において、赤字会計である本町の国民健康保険特別会計で独自の減免制度を導入した場合、減免によって不足した財源を別途どのように確保していくのかといった課題が残ります。

以上3点から、町独自で18歳以下の子供の均等割額の減免規定を設けることは、現状困難であると整理いたしました。

なお、このことは冒頭でも申し上げましたが、国民健康保険制度は法律、政令により事務処理が義務づけられ、全国画一的な運用が求められています。したがって、国が法律において、これら減免規定を導入することが望ましいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

まず課長が最後に言った国がすべきことではないかという、それは当然そうですし、私たちも最終的には国が行うべきだというふうに思ってます。

ただ、先ほども言ったようにですね、年収400万の世帯でもですね、モデルケースで国保なら40万5,400円、協会けんぽ等であればですね、19万5,264円と2倍からの差があるわけです。やはりそれも、ここには加入してる部分についてはやっぱり低所得者とか、そういった方々が多い中でですね、これだけの保険料を払うということはやっぱり大変な状況ですし、滞納もあります。

そういった方々に対して、特に現在のですね、物価高、円安等でですね、生活が苦しい中で、せ

めて子供についてはですね、均等割をなくす、生まれた赤ちゃんからもですね、国保税をとるということをやめるという、これはやっぱり自治体としてもですね、すべきことではないかというふうに思います。

一般会計から入れるというのが当然のですね、財源しかないわけなんですけど、これは——、国が言ってるのは好ましくないということであって駄目だとは言ってません。2018年からですね、国保の広域化が始まっていますが、この国保の広域化が始まった中でもですね、多くの自治体が子供の均等割についての減免を行っています。進んでいるところはですね、23歳からの減免をしている、そういったところもあります。

今度ですね、国が就学前を半額補助したということで、その中でまた、さらにですね、減免が進んでいるというふうに思います。国もですね、異次元の子育て支援ということを標榜するのであれば、やはり児童の軽減対策をですね、町としても先進的にやっていくべきだというふうに思います。財源としてもですね、先ほど言ったように0.06%、その程度ですね、一般会計に占める割合でもあります。そういった点でですね、全国でもですね、軽減措置をとっているという自治体が増えてるというところを酌んでですね、18歳未満のですね、軽減措置を芦屋町でも実現していただきたいと思います。

課長の答弁では「しない」ということだったので、そうであればですね、就学児童の軽減ができないのであれば、現在行っている未就学児童の軽減措置の2分の1、これをですね、独自に減免できないのかと。先ほどの報告によればですね、これに対して町が14万1,120円を払っているわけなんですけど、2分の1の減免にすれば町としての予算は56万4,480円になります。56万4,480円という、町の会計一般会計からいえばですね、0.007%です。こういったことをですね、町としてやっぱり、子育て支援や物価高で生活に苦しむ人たちに対して行うという、こういったことはですね、当然すべきではないかというふうに感じますが、この就学児童の軽減についてのお考えを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

このこと、川上議員が今、御要望された件につきましても、先ほどと同様、町の独自の減免規定を導入するということに変わりはありませんので、現状実施は困難であるというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

現在ですね、コロナの感染もまだ収まってません。さらにですね、物価の高騰が家計と営業を直撃している。命と健康を守る国民皆制度の役割は大きいはずです。国はかつて、国保財源の5割を負担していましたが、今は2割台に減らされており、加入者と自治体の負担は増しています。そもそも社会保障制度としての問題が山積みです。国に対して国保への財政支援を拡充することを求めていただくことを申し述べて、私の一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で川上議員の一般質問を終わります。

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、再開は13時15分から行います。

午後0時03分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。次に7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

7番、公明党の松岡でございます。通告書に従いまして質問させていただきます。

件名1、交通安全対策についてでございます。

実は、令和の1年につきましても交通安全について言及させていただきまして質問させていただいておるんですけども、今回また新たにということで質問させていただきます。

地域で抱える交通安全の課題に対して、施設等の改善措置は所管に関わる事項でありますので、それぞれの警察関係を含めてですね、現行規則やガイドラインの基準に従って対策が講じられているということで、なかなか抜本的な対策につながらないことも多々あるんじゃないかなと思いますし、実際そのようなことが起こっているということに思います。

しかしながら、このようなルールというのは、あくまでも住民の皆さんがそういった交通に関しまして、自分の安全を確保することができなければ何にもならないと。そういう観点からしますと、行政をつかさどる町にとってはですね、抜本的な改善措置につながるように、どうしてもそこまで言及していく、または対策を施していくべきであるというふうに考えて、その視点に基づいて今回質問をさせていただきます。

なお、令和1年のときにお聞きした町長の答弁でありますけども、やはり町長のほうも御理解いただきましたけども、やはり関係機関等ですね、そういったガイドラインとか規則があるので、私も重々承知はしてるんですけども、改めて町の姿勢はそうであってはならないという観点で質問させていただきます。

要旨1、安全対策の実施状況。これについてはここ1～2年の我が町の交通安全対策の実施状況について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それでは、直近の2か年度の交通安全対策の状況につきましてお答えいたします。

交通安全施設につきましてはガードレール、ガードパイプが令和3年度で3件、ポストコーンが3年度で5件、4年度で1件、道路標示などの区画線が3年度で4件、4年度で3件設置いたしております。

交通安全の推進につきましては、毎年、春と秋の2回、早朝街頭指導及び広報車による巡回を実施し、併せて横断幕とのぼりによる交通安全啓発を行っております。

また、小学新1年生には黄色の交通安全帽子を配布して、運転者に注意を促しております。

令和4年7月には折尾警察署と合同で芦屋海岸駐車場にて飲酒運転撲滅の声かけ、リーフレット配布を実施したほか、令和5年3月には芦屋交番前で発生した交通死亡事故を受けて、スーパーはまゆう駐車場においてDJポリスによる交通安全啓発の声かけ、リーフレットとノベルティの配布を行い、交通事故防止に努めております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町のほうはですね、安全対策を適切に推進しているという答弁でございました。まあ、そういうことなんだろうと思いますけれども、町民のですね、皆様からの御要望に対して、このような安全対策はどのように措置されるのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

町民の皆様からの要望に対する安全対策措置はどのように行われているのかについて、お答えいたします。

交通安全対策はハード面であります施設の整備と、ソフト面であります交通ルールやマナーの啓発などに分けられるのではないかと考えます。

施設の整備につきましては、町民の皆様からの御要望を自治区で取りまとめていただき、地域要望として警察や道路管理者への協議・要望を行っているところでございます。

ルールやマナーの啓発につきましては先ほど申し上げましたように、交通安全期間中での早朝街頭指導や広報車による巡回など、関係機関等と協力しながら交通事故防止に向けて取り組んでおります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の答弁でございましたけれども、施設要望につきましては自治区で取りまとめてもらって、関係機関へそれを受けて町のほうが要望しているという答弁だったと思います。

それではですね具体的に対処をどうされてるかお伺いしたいと思うんですけども、今年の3月にですね、中央病院の下の交差点の信号につきまして、音声付の信号機が設置されました。これにつきまして、設置の経緯と措置はどのようにして行われたのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それでは、芦屋中央病院下の交差点にある音声付信号機に関わる設置の経緯等についてお答えいたします。

特別なケースといたしまして、令和4年4月に視覚障害のある方から「病院からエレベーターを利用して調剤薬局に行くとき当該交差点を横断する必要があるが、音声付の信号機でないと渡りづらく、危険である。」との相談・要望を受けました。町で検討した結果、芦屋中央病院は総合病院であり、町内はもとより近隣市町村の住民の利用も多数あり、視覚障害のある方がほかにもいると思われましたので、当該交差点の利用者の安全確保のため、当該箇所における音声付信号機の設置について折尾警察署長宛てに町長名で要望書を提出いたしました。

その後、折尾警察署、福岡県公安委員会の審査を経て同年9月に、年末か令和5年の1月中旬に設置する旨の連絡がありましたが、最終的には都合により3月に設置されております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この件につきましては、音声付の信号機ということで町内3か所目になると私も思いますけれども、この点は高齢者の方、または障害をお持ちの方、そういったところで非常にですね、音声付ってというのは効果があるし、安全上ふさわしいという思いますので、非常によかったことだと

私も思います。

そういうことですけれども、今回の要望ですけれども、通常であれば自治区まとめて環境住宅課のほうにそういう相談が——、要望が上がるというところもあるかと思うんですけれども、議員としてもやっぱりそういった御要望を承ることもありますので、その辺りは区長さんあたりと相談をしながら、御要望をしてみたいと考えますけれども、今回は町民の皆さんからそういった要望をですね、出されたということで、町長宛ての手紙とかいろいろやっぱりあると思うんで、自治区を通さないような中で、そういった手段を講じて対応していただけるっていうことも重要かと思えますけれども、ただ、今の答弁の中にありましたけれども、町で検討した結果ということで今回受け付けて、それを折尾署のほうに要望を提出したということなんですけれども、この検討した結果というところなんですけれども、これはですね、どこで審議されて、どのようにしてこれ決定されたものなのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

先ほどの件につきまして、どこで審議され決定したのかについてお答えいたします。

町民の方から相談・要望を受けた後、音声付信号機の設置主体が県公安委員会であるため、環境住宅課内で調整を行い町長名で要望書を提出したものでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

これは環境住宅課の中で審議されて、要望あったものについてはそこで検討されるという御回答だと思うんですけれども、それではですね、環境住宅課に要望、町民の皆さんからそういった要望があった場合は何を検討してるか、ただ、この要望書についてどこに出すべきかということだけを検討されてるんですか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それでお答えいたします。

現在では、自治区から地域要望書を環境住宅課へ提出していただき、環境住宅課内で担当となる部署を確認し、町道であれば都市整備課へ、国道や県道であれば北九州県土整備事務所、横断歩道の設置など公安委員会に係る案件につきましては折尾警察署に協議・要望を行っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それでは要旨2に移りますけども、町の交通安全に係る課題についてということです。

今ありましたように、検討は環境住宅課、そこで受けてどこにこの要望を上げるべきか、それを確認をする程度というような御回答がございました。関係機関との要望書の提出についてはですね、実は令和3年の3月だと思いますけど、前回条例が2つございまして、交通安全対策会議条例というのがございました。これは全く機能してないということで、それに関わる実施計画も策定されてないということで、今回、交通安全推進協議会設置条例の中にそういった文言を入れて、統合された内容で町の安全対策が実施されるようになったんじゃないかというふうに思うわけですけども、これについてですね、そういったことで、今の条例の中の第3条にですね、町の安全対策会議の項目の1項目が盛り込まれてるような状況にありまして、関係機関に対する要請というのがございます。

「第3条 協議会で決定したことにに関して、関係機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。」という文言でございます。

そういうことで今回、中にそういった案件があるんですけども、この条例に基づいた協議会の設置条例。それと、ここでも1つ要請を上げるようなことができるわけですけども、町としての先ほどの要望に関して環境住宅課に向けた要望と、ここで検討する要望の違いってというのは何かあるのか、この点についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

芦屋町交通安全推進協議会から提出されます要請についてお答えいたします。

令和2年第1回定例会におきまして、交通安全に関しての町の責務及び芦屋町交通安全推進協議会の役割を明確にし、交通安全をさらに推進していくために、同協議会設置条例の一部を改正しております。改正した条文は、第1条では、町は関係団体等と一体となって、交通安全の推進並びに交通環境の整備、改善及び交通事故の防止を図ることを目的としております。第2条の所掌事務では、第4号で、良好な交通環境を確保するための交通安全施設等の改善整備の推進に関することに改めております。

松岡議員がおっしゃられております第3条では、当協議会において決定した交通安全に関する要望について、警察や道路管理者など関係機関に対し、しっかり要請していくように新たに条文

を加えております。

このように具体的に明記したことにより、自治区からの地域要望や協議会委員の方が所属しております区長会や、PTAなどの関係団体からの要望を協議会の中で取りまとめ、関係機関と情報共有をしながら交通安全推進に交通安全施設も網羅することにより、一体的に芦屋町における交通安全対策を推進していくことができると考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

対策としてですね、今の答弁は一体的に町として、一体的に対応していくという御回答ですけども、私はちょっとここで疑問を感じるわけですけども。芦屋町の交通安全推進協議会の設置条例、ここを構成するメンバーっていうのはこの条例の中にうたわれておりますけど、19名がそれぞれの関係機関からこられました委員をもって構成されているわけでありまして、その中にはですね、折尾署とか交通安全協会を含めてそういった、こちらからですね、要望する提出先の方も一応参加されてる中で協議されるわけですね。

ただ、いろんな要望上がってくるわけですけども、対策も講じられるわけですけど、抜本的なものっていうか、そういった委員の方が含まれる中でですね、町が主体となるような指導すべき、要望すべき事案がですね、適切にちょっと処理されないんじゃないかと私は思うんですけど、この点はいかがですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

芦屋町交通安全推進協議会設置条例の改正後、新型コロナウイルス感染症の影響により今まで対面での協議会は開かれておりません。

松岡議員のおっしゃるとおり、会議の場で関係機関に対しての協議や要請は難しいのではないかと考えてございますが、今後、町に出されました御要望は原則、協議会において協議要請を行うこととなります。ただし、交通安全対策の案件や時期によっては協議会に諮らず、個別で協議要請を行うなど何らかの対応が必要になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

はっきりちょっと分かりませんね、今の答弁では。私がちょっと質問してるのはですね、この条例としては、適切に町民の皆様からの要望を適切に処置できるというふうにはちょっとお考えになってるのか、明確にこれだけ答えていただきたいと思います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになると思いますが、原則は交通安全推進協議会の中で協議・要請を行っていきます。ただし、先ほど申し上げましたように、交通安全対策の案件や時期によっては個別で協議・要請を行う必要になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それではですね本題になるんですけど、要望等の対応については今、お伺いしたとおりであると思います。

私が今回申し上げたいのは、前回もそうでしたけれども、粟屋区の黄色信号点滅の不具合ですね。これについては2キロにわたって点滅信号が、岡垣方面から下のポート場の出口の道路まで全部点滅信号ということで、まあ、事故が起こったわけですけど、私もあそこをよく使うんですが、やはり黄色点滅なのでボタンを押して青に変わっても——、歩行者用の横断の信号が青に変わっても車が通るんですね、走るんですよ。あそこものすごく不具合があつて。そういうことで、この点について町のほうは、この実態をどのように把握しておられますか。お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

平成28年に発生しました子供さんへの事故、黄色点滅信号機の実態についてお答えいたします。

粟屋区内におきましては、国道495号上にあります芦屋町西入口、粟屋公民館前、粟屋入口の各交差点に黄色の点滅信号機が設置されております。特に粟屋公民館前交差点は、町道から国道495号に出るとき左右がS字カーブになっているため見通しが悪い状態です。また、平成28年の夏には、ラジオ体操帰りの小学生の列に信号無視の車が接触した交通事故があつておりま

すことは御承知のとおりです。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それではですね、今言われたようにもう状況は皆様に報告したとおりで、非常に危ないっていうのがお分かりになったかなと思うんですけど、粟屋区のほうからもそういったことで御相談をかなりやってるみたいですけど、この要望についての対応措置はどのように図られたのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

要望の対応措置についてお答えいたします。

事故の後、児童の保護者や地元粟屋区から「点滅信号機を半感应式信号機に変更してほしい。」との要望を受け、折尾警察署と協議を行いました。十分な道幅で道路が交差していることや、なおかつ、それぞれの交差した道路の交通量が多いことなど、道路状況や交通量の多少の理由から設置できないとの回答を受けております。

また、以前から粟屋公民館前の横断歩道は歩行者と車による接触事故が発生しているため、道路管理者である県土整備事務所へカラー舗装などの注意喚起を促す表示を要望し、車道に「この先信号機あり」の表示と、赤色のカラー舗装を行い視覚からの環境改善が行われております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁があったとおりですね、なかなかこういった警察行政の決まりがあってそれをクリアできないからそういった要望には応えられないとか、一部応えられないと。今の対策でどうにかしのいでくれというようなお話です。

そういったことが多々あるわけですが、私はやっぱり町民の皆さんの生命を守る責務が行政側にはあると。そういう観点からしたらですね、特に町民の命を預かる私たちでありますので、行政側としてもですね、仕方ないなと引き下がるわけにいかないと私は考えるわけです。

そういうことで、このような状態に陥った場合、町としての姿勢ですけども、これはどうあるべきと考えるのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

そのような場合の町の対応についてお答えいたします。

地元から要望がなされれば、町といたしましても警察に対して協議・要望をしていきたいと考えます。要望を続けていくことで、地元や町から交通事故をなくしたいという熱意を伝えていくことが大切であると考えます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

えっとですね、今引き続き、要望等に応えていくためのそういった継続してですね、行っていくということでもありますので、町民の皆さんの命を守るという観点で、この設置基準を変えないとなかなか難しいところもあるかと思うんですけども、こういったことも粘り強く要望してですね、必ずその事故が起こらないような装置、施設の環境整備、これについてはですね、最善をしていただきたい。行政自らですね、町民の皆さんを引っ張ってそういうような形で守っていただきたいと思うし、町民の皆さん、また地区の皆さんもですね、そういったことでみんなで一致協力で声を上げて戦って勝ち得ていきたいと思っておりますので、支援を賜りたいと思っております。

それでは2件目に移りますが、2件目はですね、地域コミュニティーの関係団体との支援についてです。

この件についてはですね、6期の総合振興計画の中にもうたわれておまして、今日の朝、本田議員からもいろいろ質問があつたわけですけども、やはりそういったコミュニティーを活動を活性化するためにはですね、非常に支援をしていただければならないと思うんですが、私は実はですね、これもう2～3年私ずっと考え続けて何か案がないのかなと思ってたんですけど、特に地域づくり、人づくりですね。これは疲弊してる状況がずっと続いている。

今回皆さんも御存じと思うんですけど、国際交流協会とかですね、皆さんはちょっと御存じないかもしれない、寡婦会がもう活動停止してると。それもやっぱり、中心になってきた方が——、担い手っていうか、役員の方がいなくなったからという話で、どうも活動を止めないといけなのかな、できないのかなっていう形で、だんだんとですね、地区のですね、活性化、コミュニティーの主体はあくまでも、やはり自治体なので、町行政としてもそこに力を入れて、もう自発的に自治体が頑張っただけのような応援をされているし、取り組んでおられると思うんですけども、私が見る限りやはり、どっかでやはり画期的な取組をやらないとですね、芦屋町のコミュニ

ティー、これは町がよくなるための活動なんで、これが活性化しないと厳しいんじゃないかと。このままずっと置いてたら今言ったように老人会もなく婦人会もなくなってるわけですけど、そういうコミュニティーの団体がなくなるんじゃないかと。そういうことを危惧するわけですね。

そういうことなので、現在町はそういったコミュニティーを支えている諸団体が疲弊している状況にはどう捉えているのか、まずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

関係諸団体の状況をどう捉えているのかについてお答えいたします。

芦屋町における地域コミュニティー団体は地縁団体や地域をより良くするために活動を行う組織やグループとなります。防災関係では自主防災組織、学校では小中学校のPTA、体育関係ではスポーツクラブ、福祉関係では老人クラブや地域ボランティア団体などがあり、その中で地域コミュニティーの核となるのは自治区ではないかと考えます。

芦屋町にかかわらず、全国的に少子高齢化が進み、また、社会状況の変化により役員の成り手・担い手不足、会員の減少など、地域コミュニティーが停滞、後退しているのは御承知のとおりだと思います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により活動自体も縮小されました。松岡議員がおっしゃられるとおり、地域コミュニティーの活動の停滞、後退だけは避けなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

こういうことで諸団体がどうも後退、疲弊状況にあるということですけども、全体的にですね、この地域コミュニティーについてですね、この諸団体の疲弊、そういった後退することに伴ってこのコミュニティー活動にどういう影響を及ぼすのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

関係諸団体の活動停止に伴う地域コミュニティーへの影響について、どのようなことが考えるかについてお答えいたします。

地域コミュニティー活動が停滞、後退いたしますと、次のようなことが考えられます。1つ、住

民同士の交流やコミュニケーションの減少により、孤立感を抱き社会的なつながりを失うこと。

2、コミュニティが維持されない場合は、地域の目がなくなるため犯罪が増える可能性があること。3、災害時における共助が難しくなるため、住民同士の協力や連携が不足するため災害への適切な対応ができなくなるなど、社会的な結びつきや地域全体の発展に対する影響を生じる可能性があります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

地域コミュニティの影響はですね、計り知れないものがやっぱりあるのじゃないかなと思います。あくまでも、この核となるものは自治体、自治区になるわけですけど——、失礼しました、自治区になるわけですけど。こういった諸団体がなくなって少なくなればなるほどですね、コミュニティ活動に対する影響も計り知れないということが分かるかなと思うわけですけども。そういった中で、行政としてはですね、こういった諸団体に対しての責務というか、支援の責務、役割とはどういったものがあるのかここで伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

行政の責務と役割について、お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、地域コミュニティの核となるのは自治区が担っておりますが、加入率の低下や役員の成り手、担い手不足が長年の懸案事項となっております。そのため町といたしましては、自治区の活性化や加入率の向上のため、自治区活性化促進会議の活用とともに効果的な施策を検討・実施し、自治区活動を支援いたします。

また、自治区への財政的な支援として自治区活性化事業交付金の交付、及び人的支援として自治区担当職員制度による自治区活動への参加を継続して実施してまいります。

このように、引き続き自治区活動を支援していくことで、防災や社会福祉などを含めた地域力を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁のあったようにですね、自治区も含めてですね、やはり、だんだんと活動が鈍ってい

るっていうことを、行政側も掌握しているということだろうと思うんですけど。

私も先ほど言いましたように振興計画でもこれはずっとやっぱり課題となっていて、町としても町長以下ですね、頑張っていたら、人づくり、地域づくり・人づくりってのは、盛り立てていただいているって思うんですが、先ほども言いましたように——、本田議員が言いました——、地域の話をして、福祉関係もですね、いろんな高齢者対策を一緒にやったりとか、そういったコミュニティに対しても、各担当課の中では福祉とか学校とか、そういうのを含めてですね、それぞれの課で頑張ってもらっているところだと思うんですね。人づくりもそうだろうし、地域づくりについての関連もあるかと思います。特に職員制度もありますし、担当職員制度の話もあります。

けれど、そういった自治体の課題にもですね、真摯に取り組んでいただいているんですけども、この疲弊状況がだんだんと続いているので、私もどうにかならんかなと思ったんですが、良い案はないかなとずっと2年間ずっと考えてる中で気がつかないんですけど、実は本を開いておりましたら、ちょっと目についたんですが、やっぱり新たな取組や、そういったものをやっていかないといけないってことは分かっているんですが、手段方法は何かと考えておりました。

その中で、東京都市大学の環境学部の室田教授という方がおられるんですが、その人が寄稿されてる中で、3つあったんですけども、特に我が町に関係するところですが「多様化するコミュニティの新たな担い手確保に向けて」という題した寄稿文が載っておりました。

その中で、それぞれの分野に詳しい担い手を確保するための仕組みづくりや、その担い手が活躍しやすい場づくりが重要であるということに言及されておまして、住民の中にはですね、それぞれ趣味や特技など好きなことや、ここに——、失礼しました。趣味や特技など好きなことやそういったものに取り組んでおられて、個々やグループで活動を行っての方がおられると。その活動はその分野のグループの中で活発であっても、実は自治体、自分たちの居住することに関してはですね、ちょっと無関心。それがつながらないと。そういうことで地域の解決や魅力づくりにつなげることがないという場合が多いらしいです。私もそうだと思うんですが。こういったものをですね、どうにか地域コミュニティの中につなげられないのかなあと。どうにかならんかなと思ってるんですが、これは非常にいいことだなあというふうになんかちょっと考えたわけですね。

そしてずっと見てみますと、実は多くの自治体で協働事業提案制度というのがございまして、各自治体でですね、地域づくり、人づくりをするために、そういった協働の提案制度を設けて、そこに自治体が補助金を出してですね、これ5人から6人ぐらいのグループ以上でそれぞれ活動して、趣味とか、そういうところのつながりで、うちで言えば、そういったこともあるし、防災士の資格を取った方とかそういう方もおられたりとか、そういう面とかですね。今先ほどちょうど朝の話から先ほどから何回もやっていますけど、考えたところによると、やっぱりああいったあれ

何ですかね、ラジオ体操が好きな人5人ぐらいおるか分からないんですけど、そういった人たちも活用できるような、まあグループがいっぱい立ち上がればですね。ただしその人たちは地域については全く無関心、そういう状態があるかなと思うんですが、まあどういった形かなんかで、小グループの協働の提案制度の中であつられた仕組みを、まあ特技とか趣味とかそんな人たちの活動をですね、コミュニティーにつなげられないかなとちょっと思ったんですね。これは良いことだなと思ったんですけども、やはりそういったことができればと思うんですけども、この点をちょっと聞きたいんですが。

この協働事業提案制度については、町は同じようなものがあるかと思うんですが、この点いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

協働事業提案制度の導入ということでお答えいたします。

この協働事業提案制度に類似している現在の芦屋町の支援策としましては、芦屋町人材育成補助金がありまして、平成19年4月に施行しています。この補助金の趣旨は、芦屋町のまちづくりに必要な人材育成の向上を図り、活力あるまちづくりを推進する事業に対し補助金を交付し、補助対象者は町内に住所または勤務地を有する20歳以上の者で、補助対象事業はまちづくり推進事業とし、事業内容は伝統文化や産業の振興及び地域活動の活性化等のために行う実践的活動で、補助金の額は事業費の4割以内とし、20万円を限度額としています。

しかし、近年はこの補助金の利用がない状況です。第6次総合振興計画は将来像を「人を育み未来につなぐ 芦屋町」としており、4月の選挙の町長マニフェストにも人材育成補助金の拡大が掲げられております。現在、担当課の企画政策課において、来年4月の施行に向けて住民の皆さんなどが利用しやすくなるよう補助金交付要綱の見直しの検討を行っているところです。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それでは今利用状況も悪いということですけど、じゃあ実態はこの人材育成事業補助金制度の活用状況詳しく説明をお願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

芦屋町人材育成補助金の活用状況についてお答えします。

今まで2件の交付実績があり、平成20年度に「洞山保存会」が実施した「平家物語 筑前琵琶、尺八、語りと舞いの公演事業」、平成22年度に「祭りあしや実行委員会」が実施した「祭りあしや開催に伴うまちづくり推進事業」です。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

活用状況が非常にあんまりよくないというような状況かと思うんですけど、やはり理由としてはですね、この低迷している要因がどこかにあるんじゃないかと思うわけですけど、補助金が十分でないとか、この補助金制度を知らないとかですね、それからこれについての活性化関心度を上げるための工夫がなされてないとか、利便性が悪いとかいった内容のことじゃないかなとはちよっと思われるんですが。やはりこれをコミュニティーの中の人材発掘・育成につなげていくためには、こういったですね、補助金を使ってですね、皆さん、町民の皆さんがどしどし提案をできるようなですね、仕組みづくりをまずやらなくちゃいけないというふうに思うわけですけど、そういう面からすると、もう少し使い勝手がいいそういった補助金制度になるべきだし、環境を整えてやらないとなかなか進まないだろうし、普及啓発で、こういったコミュニティーに関しての活動に関して、町は後ろからしっかりとですね、支えてあげるんだよ。また、コミュニティーっていうのは町がよくなるためには不可欠であるということを皆さんにですね、訴えていかなければ芦屋町の活性化は図れない。もうずっとこのまま疲弊した状況で、何年、活動も鈍っていつ自分たちの幸せの元となるものが失われるということだろうと思うわけです。

このですね、協働事業提案制度っていうのを私もあんまり知らなかったんですが、見てみますとインターネットの中にたくさんやっぱり盛り込んでおられまして、町でもですね、年間3～4件ぐらいの提案があつてるといような状況であります。

これ、たまたまインターネットで見た兵庫県の三田市のやつなんですけど、これ10件ぐらい上がってて内容を読みますとですね、こんなものがあります。

「さんだ女子防災部」の活動ですね。それから「三田市野良猫問題解決のための啓蒙・啓発活動」。そういった内容とかですね、それ以外にたくさん、これあるわけですけど、今、例として二つ程度挙げましたが、そういうことを提案すれば、いろんなですね、町ではいろんなことが提案できるんじゃないかなあと思うわけですね。そういったものに関わってる人たちが地域のコミュニティーに参加してくれたらいいな。

特に我が町では先ほど申しましたように、防災士も総務課のほうでですね、助成、町のほうで助成してもらって育てるわけですね。町のそういった方を利用、使ってますね、防災士の人の5人グループをマイタイムライン私が常々言ってます防災対策のマイタイムラインの作成について、「ある時間ちょっと協力してくださいね。」と、ボランティア活動してもらって各地域に回ってもらう。そうすると、そういった中でもその人たちが今度は人材になるわけですね、発掘できるわけですよ。そういうことができるんで芦屋町でもですね、そんなグループを見つけようと思ったりたくさんあるんじゃないか。そういったことをやっていけばですね、これは人材発掘、人づくりがなかなか私は進まないと思ってたんですが、できるんじゃないかな。これちょっと1回提案してみようということで、今回、この一般質問の中でちょっと要望させていただいて取り組めたらと思うんですけど。

それで次はですね、そういった制度ができた場合の話ですけども、じゃあできてもですねなかなか、そういった人たちをコミュニティーにつけさせるとか、そちら持っていくようなところはどこがするんかということになるわけですが、この点について要旨3ですけど、地域コミュニティーの体制の強化についてです。

担い手を確保するための仕組みづくりや、その担い手の活躍しやすい場をつくるためには、こういったですね、行政の中に旗を振る中心役がないとやっぱりいけないと思うんですよ。実際、ある程度担っておられるところもあるかと思うんですが、私はこの新たな取り組みについては、やはり旗振り役が要るんじゃないかと。こういったことに関して明確にできないのかちょっとお伺いしたいと思うんですが。お願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

行政の旗振り役ということについてお答えいたします。

まず、各課の事務分掌というものがあまして、これは芦屋町事務分掌条例に規定しており、地域コミュニティーに関する事項というものは環境住宅課の所管となっております。

しかしながら、地域コミュニティーの関係団体の所管は環境住宅課の自治区をはじめ生涯学習課の社会教育関係団体、福祉課の社会福祉協議会、総務課の国際交流協会など、各担当課が分散して、所管をしている状況にあります。

また、芦屋町役場の組織機構の見直しとしましては、役場の課長職を委員とする芦屋町事務改善委員会というものを設置しております。この委員会において、人材育成専門の担当部署ということではありませんが、組織機構のあり方の1つの考え方として、現組織においては地域コミュニティー、住民参画、男女共同参画、ボランティアなどの事務が各課に分散しているため、住民

との協働に関する部署の設置についても検討を行っているところです。

この人材育成、発掘など地域コミュニティの推進は非常に難しい問題ではありますが、各担当課が主体性を持ち、地域コミュニティに関する事項を所管する環境住宅課、町政の総合企画及び調整に関する事項を所管する企画政策課など、関係課で連携した取り組みを行うとともに、現時点ではこの環境住宅課、企画政策課が旗振り役として施策を推進していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁ございましたけど、やはりこういった制度を設けて町がコミュニティに力を入れるとなるって、総合振興計画に関わっている諸施策の大きなところですけど、それを前進させるためには、やはり行政のそういった旗振り役が要るだろうと思うわけですね。

我が町は現在、行政の仕組みの中でやらざるを得ないので、先ほども私お話ししましたが、福祉は福祉、環境は環境、教育は教育、そういった中で取り組んでそれぞれで活躍はされてるんですが、何せやはり、大きな市、これは町でも取り組んでる協働提案制度なんですけど、そこに町の中に、町政の中でそういった旗振り役はあるかないか私確認しておりません。

しかしながら、市に至ってはですね、そういった組織の中には協働まちづくり市民とつくるまちづくり推進課っていうのがあって、そこが中心になって旗振り役やってるんですよ。

町だから、そういった仕組みがないから、それをやらないかとなったら、一番重要な人づくりとか、まちづくりができないじゃないですか。午前中に出てきた一般質問の問題なんかもほとんどこれですよ。人づくり、まちづくり。これなくして芦屋町を前進できるわけじゃないじゃないですか。

だからここです、そういった場づくりとかみんなの力を結集する必要があるんで、多くの人に賛同してもらった中でですね、5人グループで始め、それでもいいんです。でも、それをひっつけてあげる場をつくってあげるということが私は必要だと思うので、これについてはですね、もうまちづくりの礎は人づくりですから、そこに力を入れてほしいと思うんです。

地域コミュニティの関係人口を創出すればですね、活動は活性化しますし、地域は絶対に元気になると思うんです。私は2～3年かかってやっとここまで来たんですけど、こういった糸口が見えたということは、非常に幸せで自分もそういった努力ができるなと思います。「人を育み未来につなぐ あしやまち」これを目指して一丸となって頑張ろうじゃありませんか。

以上です。終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で松岡議員の一般質問は終わりました。

○議長 内海 猛年君

次に5番、萩原議員の一般質問を許します。

○議員 5番 萩原 洋子君

5番、萩原でございます。通告に従いまして質問してまいります。

件名1、土砂災害対策について。近年、全国各地で大雨による河川の氾濫、土砂崩れ、住宅浸水などの被害が多発しています。今年の7月、福岡県久留米市田主丸町では、九州北部を襲った大雨により大きな被害を受けました。特に被害の大きかった地区では、10人の方が巻き込まれ1人がお亡くなりになっています。実は、私の友人も田主丸で大雨の被害を受け、危ないところで難を逃れましたが、床下浸水と車の買い換えが必要だったそうです。それでも生活に困らない程度の片づけに1か月を要したそうです。

このように、災害が発生した場合、一瞬にして人命や住宅などの財産を奪ってしまうこともあります。この大雨時、芦屋町でも山鹿地区に高齢者等避難が発令されました。幸いにも大きな被害はなかったようですが、土砂災害警戒区域の住民からは不安の声がありました。昨日も新潟県糸魚川市では短時間に猛烈な雨に見舞われ、土砂災害の危険性が高まったと避難指示が出されていきました。災害はいつどこで発生するか分かりません。そこで、次の点についてお伺いしてまいります。

要旨1、山鹿地区の土砂災害警戒区域の対象区域をお尋ねする前に、まずは土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域についての御説明を求めます。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

ではまず、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域について御説明いたします。

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩落が発生した場合に住民の生命または身体に危険が生じる恐れがあると認められる地域をイエローゾーンと言います。土砂災害警戒区域の指定は、急傾斜地の崩壊、いわゆる崖崩れ、それと土石流、地滑りの3つがあります。崖崩れの指定基準は、傾斜度30度以上で高さ5メートル以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の距離。急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍、約50メートル以内のところを区域となります。

次に、土石流の指定区域は土石流の発生のおそれがある領域において、扇状部から下流の勾配が約2度以上の地域です。

地滑りの指定基準は、地滑りしている区域または地滑りするおそれがある区域の地域の下端か

ら、地滑りの地塊の長さに相当する距離250メートル範囲内の区域となります。

土砂災害特別警戒区域は、崖崩れが発生した場合に建物、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域をレッドゾーンと言います。土砂災害特別警戒区域の指定は、同じように3つあります。

指定基準は崖崩れや土石流、地滑りが発生したときに、通常の木造家屋に、損壊住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあることが規定されている区域です。福岡県が土砂災害により被害を受けるおそれがある区域の地形、地質、土地利用状況等の基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を指定しました。土砂災害特別警戒区域レッドゾーンが指定されている周囲に、土砂災害警戒区域イエローゾーンが指定されております。

芦屋町は平成28年2月4日に土砂災害警戒区域37か所と、土砂災害特別警戒区域36か所が指定され、平成30年12月28日に土砂災害警戒区域1か所と、土砂災害特別警戒区域1か所が追加され、現在は土砂災害警戒区域38か所と土砂災害特別警戒区域37か所となっております。内訳としましては、崖崩れの土砂災害警戒区域35か所及び特別警戒区域34か所、土石流の土砂災害警戒区域3か所及び特別区域3か所が指定されております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

この7月の9日にですね、山鹿地区に高齢者等避難が発令されました。そのときに、対象区域のほうが出されたと思うんですけども、具体的な対象区域をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

指定したところは山鹿区域全体という形になります。山鹿区域のどこがされているのかというのをちょっと地名的なところで御説明したいと思います。山鹿地区の土砂災害警戒区域に指定されている場所につきましては、城山付近の斜面、法輪寺、須賀神社付近の斜面、あと山鹿小学校横の丘陵地、山鹿貝塚周辺の丘陵地、山鹿中山交差点付近の斜面、はまゆう区の斜面沿い、あと後水住宅から県営住宅の斜面、あと江川台の斜面、あと江川台から下の高須へ抜ける斜面と、それと花美坂の6街区、21街区が山鹿地区の土砂災害警戒に指定されているところという形になります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

要旨2、町はどのような土砂災害対策を行っているのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町がどのような土砂災害対策を行っているかについて御説明いたします。

防災担当の総務課としましては、ソフト対策として土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定されている付近に看板を設置し、災害の発生しうる区域であることの周知を行っております。町民に配布している芦屋町総合防災マップに、土砂災害警戒区域を赤の斜線を入れて表示を行い、土砂災害警戒区域はグリーンの斜線を入れて表示をし、周知を図っております。

また、転入者には総合防災マップ及び戸別受信機を配布し、土砂災害警戒区域など、自宅周辺の状況や戸別受信機の使用について説明をしております。

災害が発生しそうな場合には、戸別受信機や町のホームページ、町公式LINE、dボタン、防災メールまもるくんを活用して早めの避難を呼びかけています。

町民の方には、日頃から災害に備えたり、災害時には迅速に避難をするなど自分の命は自分で守る防災意識の向上を促していきたいと考えております。

また、ハード対策としましては、基本的には町有地が土砂災害警戒区域や特別警戒区域で対策等が必要であれば、所管課で対策を行っております。例えば、花美坂の法面の急傾斜地や新後水住宅付近の土石流対策については、環境住宅課、城山周辺の急傾斜地につきましては、産業観光課が対策を講じることとなります。そのほかの民有地等の箇所につきましては、町で対策を講じることができません。そのため、土砂災害警戒区域等の指定されている町民の方々については、ハザードマップで自分の自宅の位置と避難経路を確認していただき、災害が発生する前に早期の避難を呼びかけ、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今課長がね言われたこと、もう本当ごもっともだなと思って今お伺いしてました。

総務課では、こういった芦屋町の総合防災マップ、ハザードマップですね、これの全戸配布だったり、戸別受信機の設置。ちょっと避難訓練の話なかったんですけど、避難訓練もされてますし、災害危険区域の看板設置などもされています。災害や危険な場所を明らかにすることなど、

情報発信や訓練といったソフト対策を総務課のほうではされてることで先にもソフト対策についてお尋ねしてまいります。

しかしこれもですね難しいところで、幾ら情報発信しても受けるほうに防災に対する正しい知識がなければ、正しい避難行動にはつながりません。今回土砂災害を取り上げましたが、川の近くにお住まいの方は浸水に、山や崖の付近にお住まいの方は崖崩れや土石流に注意が必要です。

そのため、まず御自身の暮らしている場所、さっき課長も言われましたけども、こういったハザードマップをね、利用させていただいてしっかりその場所を把握していただくことが大事なんだからということもよく分かっています。私は思いましたが、それはみんながそれを感じているのか、そこが課題であると思います。

このハザードマップについて他の自治体の取組について少しお話しさせていただきます。

本当はですね、そういった町とかに視察に行って、実際話を聞いてくればいい話なんですけど、なかなかちょっと視察にもコロナ禍で行けませんでしたので、さっき松岡議員もですね、本で調べたって話をされてたので、ちょっと私も最近ですね購読し始めました「地方議会人」。こういった議員研修誌があるんですけども、2019年、ちょっと何年前になりますけど6月号の特集記事に茨城県境町の防災についての取組が掲載されています。境町はですね、昨年民文の委員会視察でも行ってまいりました。自動運転バスの視察に行った町でございます。この町は、利根川と江戸川の分岐点に位置する人口2万4,000人の町で、平成27年9月の関東・東北豪雨災害で、内水氾濫により甚大な被害を受けられました。床上、床下浸水合わせて493件、そして1名の方がお亡くなりになり、合わせて20億円相当の被害があったそうです。そこで町は、水害意識に関する現況調査を行いました。

その結果、住民の方は被害に対する危機感はあるものの、町は広域避難を呼びかけているんですが、町の考えとは相違し避難行動については自宅や町内に残る意向が多くあったようで、災害のリスク、正しい理解や避難行動がとられていないといった問題が浮き彫りになりました。

また、ハザードマップの認知度については6割以上の町民が、内容を知らないと回答していることも判明しました。つまり、このような甚大な被害を受けた自治体の住民でさえ、災害リスクの正しい理解や大切なハザードマップも認知されていないということになります。

そこでお尋ねいたします。芦屋町では、災害リスクの正しい理解や避難行動はとられているのか、また、ハザードマップの危険度はどうなっていると町はお考えなのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、6割程度がハザードマップを見ていないところがあるというところでは、町としましては、

周知をしていきたいと思ひますし、そういう危険な箇所についても周知を徹底してきたいというふうに考へております。

ハザードマップを確認してないってところの原因が何なのかっていうのも、やはり災害がないって思われてるのか、それとも地図を見ても分からないとかっていう方がいらっしゃるのか、そこら辺はちょうど今の萩原議員が言われたところでは分からないんですけど、そういう見てない方にどうやって届けていくかっていうのは、今後私どもの課題ではあるんじゃないかというふうに考へておりますし、各自治区とかそういうお話があればですね出前講座とか、5人からでも行けますので、町のほうに相談をしていただいて、自分のところがどういうところなのか分からないし、総合防災マップを出しておりますけれど、この見方が分からないよとかっていう形があれば、出向いて行って御説明はしたいというふうに裾野を広げていくってところで、芦屋町ではあと戸別受信機もあって、もしかすると満足度が今上がっている状況で、何かあったときにはそういう連絡が入るって思われてることもあるのかもしれないんですけど、そういうことも含めた中で広く相談があれば対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

どうしてハザードマップの認知度が広がらないのか、その辺のちょっと課題を少し掘り下げていかないといけないかなと思ひます。

7月9日の大雨時、ある土砂災害区域にお住まいの独居の方は、高齢者等避難が発令されても避難されませんでした。その理由をお尋ねしたら、知り合ひはみんな心配してくれとるんやけど、ここは大丈夫やから。でも何かあったときはよろしくお願ひしますねっていうふうに言われました。

しかし何かあってからでは遅いですね。だからといって無理に避難させることもできません。正しい避難行動をしていただくことが地域や本人の状況に応じて、何が正しいかを判断とか御本人自身が知っていくことが重要なんだと思うんですけども、令和2年度版防災白書に令和元年台風19号等により人為的被害が生じた市町村住民におけるハザードマップの認知度と、実際にとった避難行動の種類等についてのアンケート結果があります。

具体的なアンケート結果は、ハザードマップを見たことのない人は全体の21.7%、見たことがあるが避難の参考にしていない人は24.2%、見たことがあり避難の参考にしている人は51.3%、自分が住む自治体にハザードマップ等が公表されてない人が2.9%でした。

次にこの方々がどのような行動をとったかについて、ハザードマップを見たことがあり、かつ、

自宅が洪水の危険または土砂災害の危険がある区域に入っている方の43.5%が自宅外や二階などに避難している一方で、ハザードマップを見たことのない方では16.4%しか避難していませんでした。

この結果からもですね、ハザードマップを見てもらうこと、理解を深めることは重要なことだと感じました。

先ほどお話ししました避難しなかった方に、ハザードマップの件もお尋ねしました。そしたらですね、ハザードマップを見てもよく分からないと。高齢の方なんですけども、どこに置いてあるかも分からないと。多分家の中にはあると思いますと言われました。

実際、このハザードマップがですね、各家庭に配られたとして、御家族が何人かいたとしても、ぱらぱらっと見て、多分ここ置いとこっちゅうぐらいのもんやないかなあと私も思います。

ではハザードマップの認知度がなぜ向上しないのか、この調査の中では、その課題に対しても調査されています。70%の方が課題があると回答しています。その内容の内訳は、地図の尺度が小さく分かりづらい、とるべき避難行動が分からない、色のグラデーションが分かりづらい、災害リスクが分からないといった内容になっており、もしかしたら芦屋町のハザードマップにも該当する共通する部分があるかもしれません。

先ほどお話ししました境町では、アンケートの結果を受けていつどこで逃げたらいいのか、そのタイミング、避難先などを各地区ごとにまとめている逃げどきマップの作成や防災の講演会なども頻回に行ったようです。大学の先生とも共同して進められたということです。もちろんその大きな災害が起こっていますので当然だろうと思われるかもしれませんが、学ぶことはあると思います。

最近のホームページとか見ましても、例えばこのハザードマップに自分の避難をする場所を書き込みましようみたいな。あと、これを見るだけのものに終わらせず、書き込むタイムラインのことも書かれてるんですけどやっぱここなかなか、せっかく作ったのに活用されてないんじゃないかなっていうのは思いました。

で、ハザードマップ、認知度がどうかなっていうふうに今お話しされましたけど、やっぱりその辺が本当に皆さんが把握してるかどうか、まずそこからされない和多分分かってるだろう、知ってるじゃないかということではなかなかやっぱりそのベースが分かってなければ、その後の対策ってやっぱとれないんじゃないかなあと思います。さっきまとめて課長も御答弁されましたけど、再度お伺いします。今後のこういった住民の方が正しい避難行動、そして知識深めるために何かやろうとか思ってることがあれば、少しいただけますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

先ほどいろんな問題点とかを指摘されて、私もちょっとハザードマップを見ながら、こういう問題点、地図が見づらいとかっていう、そういう形で大きく町としてはやっていますし、マイタイムラインも入れたりとかっていうところの中でもそれが活用されてないし、見てないっていうところがあるのであれば、やはり先ほども言いましたように、裾野を広げるという形の中でいろんなところに出向いて行って、御説明をして、これが重要なものですよということをやっぱりお話をしていけないといけないのかなと。

幸い芦屋町では、昭和28年以来ものすごく大きな災害が起こっていないので、もしかするとそういうところも、私のところは大丈夫って思われてるところはあるのかもしれませんが、近年このような形でいろんな豪雨、台風についても大きくなっておりますので、いつどこで、やはり芦屋町の災害が起こるかも分からないという状況の中で、見ていただいてどこに避難をするのか、避難場所につきましては指定避難所という形で総合体育館と中央公民館を今指定しておりますけれど、そういう高齢者の場合につきましてもまた個別な案件も出てくるのかなというふうなところで考えていけないといけないという課題があるのではないかとこのように思っておりますので、そこら辺につきましてまた、対応させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

要旨3、町はソフト対策に加え、先ほどハード対策、土砂災害防止工事の話もされましたが、今年の7月の大雨時、町有地の城山周辺の住民から崖崩れを不安視する声がありました。町有地のハード対策についてお尋ねいたします。

場所は三軒屋区で山鹿唐戸の交差点付近になります。私も何度か現地確認しましたが、雨が降っているときはですね、崖から小石がぱらぱら落ちて落下し水が斜面の表面を流れています。もちろん、大雨時には担当の職員さんも巡回し、近所の人も来てくれてたっていう話はされてました。去る8月25日、住民の方が城山のちょっと奥のほうで木が倒れていると、「まだ枯れてないのに倒れてるんだよね。」っていうふうなお話あったので、心配されていたのでそのときも担当課の方が見に行っただけでいいのですが不安を感じておられました。

城山の雁木側や、495号線のバス通り側、三軒屋側の水門付近は何らかの土砂災害の防止策は行っているんですけども、この山鹿唐戸の交差点付近のほうは調査さえも行われていません。この場所も、土砂災害警戒区域、先ほど課長も言われてました、やっぱり危険が伴う場所です。しかもすぐ横に住宅もございます。私は、早急に対策が必要ではないかと考えますが町の考えを

お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それではお答えいたします。

城山公園につきましては、現在西側の法面、老朽化に伴う崩落等の危険性に対し、令和4年度に調査を行い、その結果、改修等の必要性が示されたため、今年度は改修工事の実施設計を行っているところです。担当課としましては、調査が必要と思われる城山公園周辺の老朽箇所や危険箇所等について、今後、調査の実施を考えており、実施計画に計上する予定としております。

議員のお話にありました土砂災害特別警戒区域に指定されている城山公園周辺につきましても、調査対象箇所として計上する予定としております。また、調査の実施後その結果に基づき、必要に応じた対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今後のスケジュールなんですが毎年7月に豪雨が本当に各地で大きな災害がどこかで起こります。何かあってからでは遅くなりますので、できるだけ早期に対策をしていただけるようお願いいたします。ハード対策だけ、ソフト対策だけでは防災はできません。どちらもあわせて取り組んでいただけるようお願いいたします。

件名2、高齢者の避難行動について。災害から身を守るためには日頃から避難に必要なものを整理し、避難の手順について家族や地域の方々と話し合っていくことが重要です。しかし、車のない高齢者からは「指定された避難所までも行けないんだよね。」って、やっぱり不安の声がいただいています。それと非常持ち出し袋「避難するときはこれを持ってきてくださいね。」っていうふうに出てるんですけど、「なかなか準備ができない。」っていう声がありました。そこで、お尋ねしてまいります。

要旨1、車のない高齢者から「高齢者等避難発令されても避難所の中央公民館や総合体育館まで行くのがもう大変です。」という声があります。このような声について町はどうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

なかなか高齢者が総合体育館や中央公民館まで行くのが難しいというところがございますのでその点についてお答えしたいと思います。

高齢者等避難発令する際は災害の発生が予見される場合に発令するため、避難するまでのある程度のリードタイムを確保しております。雨が本格的に降る前、台風など風雨が強くなる前に避難をお願いするものです。その上で、町の基本スタンスとしましては、町が指定する中央公民館や総合体育館を避難場所として開設しますので、そちらに避難をしていただきたいと考えます。しかし、萩原議員が言われました車のない高齢者が、避難場所まで行くことは困難であるというところがございますので、まず、芦屋町のハザードマップを見ていただいて、まず自分が住んでいるところが浸水想定区域に当たるのか、そうでないのかを判断していただきたい。また、平屋なのか、二階建てなのかによっても避難するところが違ってくるのではないかと考えております。浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等は、基本的には水平避難、安全な場所に移動という形になります。総合体育館に避難することが難しい高齢者の方につきましては、浸水想定外の知人の家だとか、他の自治区の公民館への避難を事前に検討していただいて調整をしていただければというふうに考えております。例えば、正津ヶ浜がですね。自治区全体が浸水想定区域に入っているかと思えます。それ以外、その周りでいきますと、柏原や田屋、はまゆう区が浸水想定外の公民館というふうになりますので、正津ヶ浜の区長さんより周辺の3区、もしそういう形で高齢者の避難とかあった場合については、避難をさせていただきますというような調整ができれば、総合体育館に行くよりも近くで安全なところという形になるのではないかと考えております。区長間での調整がなかなか難しいというのであれば、総務課も入った中で、より良い方策や調整をできればというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

共助の取組で避難の手順として、連絡網安否確認、移動支援、「この方がここのお宅に行ったんだな。」って分かっているれば皆さん安心なんだけど「どうだったかなあ。」って、「いない、大丈夫かなあ。」とか、「もしかしたら家でこけてんのかな。」とかいうこともあると思うんですね。

それは今取り組みますという話なんですけど、一応、そういった取組ができてる自治区って一体どれぐらいあるんでしょうか。自主防災組織自治区、一体そのしっかりした体制が整えている自治区防災組織、どれぐらいあるんでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

しっかりとれてるところで私が把握しているところでは、2自治区なのかなというふうに思っております。基本的にはまゆう区とか結構全体的でやられておりますし、正門町につきましても区長さんが中心となって動いているというところはあるのかなと。浸水想定とか、入ってないところはなかなか、そういう形の中で防災の力があまりできてないのではないかとという形で考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今30区のうち、ちゃんとできてるのは2地区ですっていうお話でした。全ての地区にできるのが理想です。ただやっぱり、災害が発生しやすい地区を特に力を入れていただくというのも大事なんですけども、皆さん、今日午前中もいろんな話がありました。さっき、松岡議員からも話がありました。やっぱり私たち議員としては、「どんだけ進んでるんだろう。」っていうのをやっぱり監視しチェックしていくっていうのは、私たちのものだと思うんですよ。一体町はですね共助の取組が必要だっていうのが分かってて、一体、どれぐらいの時期までに、これぐらい増やそうとか、これぐらいの地区までに、避難がどうしても何回かやっぱり、避難しないといけないような状況のあるこの地区は、ここまでは作ろうとか、何か目標みたいのがあったらですね、私たちも議員もこんなやんや言わんでいいんですよ。それを、「こんだけ1年間こんだけやりました。」と、そして、「来期こんだけやります。」っていうのをきちんと出していただければ、「どうしてんだ、どうしてんだ。」ってこんなに言わなくていいと思うんですよ。こんだけ被害があつて、本当に住民の方が「不安です。」って言ってきてるのって「じゃあどうしよう。」っていうことになってくるわけなんですよ。でも、頑張りますって言われてるんですよ。やってるのかなあと思ったら、またこれ去年もそんな声もあつて、またこの前、6月、7月のこんな時期が来て9月になってやりますって言っても、今の話を聞いてたら、本当にやられるんだと思うんだけど、またこれずっと繰り返してたら、全然もし本当に今大きな災害が来たら、本当に防災機能、機能しますか。

その辺ちょっとどう考えてらっしゃるのか。数値目標なんか計画とか考えてらっしゃるのか、少しその御答弁を求めます。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

そういう防災意識を高めるためっていう形の中では、いつまでに、どこっていうのは、計画がない状況ですので、一応総務課では、危険な区域にそういう形の中で防災組織の充実を図ったりとかっていうことをしていこうというふうには話合いはしてるんですけど、いつまでにどこの自治区をという形はちょっとありませんので、今後はそこも含めた中でどういうふうに、支援をしていくかっていうのを検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今自治区でも防災訓練されてまして、区長さんから「自分たちだけで本当訓練で大丈夫なんだろうか。」っていう声も本当に出てるんです。やっぱり、今しっかりと区のほうでも、少しずつしかできなかったとしても入っていただいて、一つ一つ、機能するような形にしていきたいと思います。これからの取組を見させていただきたいと思います。

要旨2、日頃からですね。避難に必要なものを整理していくことは重要ですが、高齢になると準備するのは大変との声があります。このハザードマップのですね。この1ページに、非常持ち出しのリストが書いてるんですけど、やや小さいです。で、なかなか機会がないと1人で準備したりとか、「賞味期限がどうなってるやろか。」とかいうのはやっばおっくうだと思っうんですね。で、いざといったときに、もう少しチェックとかがしやすいようなものとかいうのを少しお考えになったら、避難のときにもスムーズにいくんじゃないかなと思います。

その点についてですね、お考えがあれば、お聞かせください。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

総合防災マップに持ち出し品について、基本的に必要なものを整理して掲載しております。高齢者等が数が多いんじゃないかというふうに言われておりますので、最低必要なものをリストアップするような形でまたちょっと考えていきたいというふうに思います。基本的に今、ハザードマップに載せるのは、「全てあったほうがベストですよ。」っていうところになりますので、一時的に避難するとかっていう場合でしたら、例でいくと保健所だったら、最初のお金を持っていくとかという形の中のものをちょっと考えたいというふうに考えております。

そしてまた、自治区などと協力して講習会などをやっていきたいというふうに考えております。これもうち防災士がいますので、そこを中心にそういう自治区にも出向いて行って行きたいと思

いますし、区長さんのほうにもお願いして、そういうところの声があるというところがあるので、お話をさせていただきたいということもしていきたいなと思います。11月には、地震津波を想定した避難訓練を実施したいと思いますので、そのときに高齢者等の最低必要な持ち出し品リストなどを考えていきたいと思います。

持ち出しも重要ですが、まず、自分の命を守るためにどのような行動を起こすのか、一番重要なことではないかというふうに思っておりますし、それを地域の方々と共助で声かけて一緒に支える自助と共助が重要なことであると思いますので、そこも含めた中でそういういろんな機会をとらえて、周知をしていきたいというふうに思います。

萩原議員も今言われました、そういう防災に「分からない。」とかっていう方がいらっしゃいましたら声かけて、「総務課に行ってお話を聞いたらどうですか。」って言っていただくと非常にありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

ちょうど1年前とか、防災減災とかで松岡議員が質問されたり、ほかの方も質問されてました。議事録読み返させていただくと、今日も出前講座の話が出ました。出前講座に依頼があったら、出前講座から声がかかったら、「たら、たら」が多かったです、議事録は。やっぱり、もう、なかなか声もそんなにかからないじゃないでしょうか。皆さん忙しいですし、やっぱりこっち側から働きかけていただくことが重要かなと思いますし、災害の少ない町であります、やっぱり備えがきちっとあるってということで、住民の方も安心してこの町に暮らしていけると思います。

ぜひとも、住民の方がですね、安心して暮らせるように11月の避難訓練は変わったねって言われるように、議員の方々も目を光らせていると思いますので、ぜひともどうぞよろしくお願いいたします。

件名3、農業者支援について質問してまいります。

要旨1、昨年6月定例会で町は農業者支援について、今後、補助金制度の条件緩和や内容などを見直し、芦屋町に合った求められる支援策を検討すると答弁されましたが、令和5年度に入っても特に町の農業者支援策は見当たりませんでした。その後どのような支援策を検討されたのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えさせていただきます。

農業者支援につきましては、以前お答えしましたとおり、芦屋町の現状に合った求められている支援策等を検討していかなければならないと考えております。現在、農業者支援の1つである水田農業担い手機械導入支援事業補助金については町独自で上乘せの支援を行い、高額な機械購入時の負担軽減を図っております。水田機械の購入に関しましては、この補助金の活用が有利でございますが、条件のハードルが高く申請に至っていないケースがございますので、条件をクリアし、補助金交付につながるよう農業者や関係機関と相談や協議を行うなどの個別支援を行っているところでございます。

今後も芦屋町で農業を継続していくために必要な支援を検討するため、今年12月から1月にかけて、農業者を対象に行います農地基本台帳補完調査において、各農業者の状況や課題、設備投資等への考えなどを把握するため、アンケート調査をあわせて実施する予定としております。このアンケート結果に基づき、ニーズに沿った支援策等引き続き検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

ニーズ調査をされるということですので、見落としがあってははいけません。具体的にどんなような感じでアンケートされるのかお尋ねしてもよろしいですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今回のアンケートの周知といった点でお答えさせていただきたいと思っております。

今回のアンケートは、農地基本台帳補完調査とは別様式で行う予定としております。方法としては、農地基本台帳補完調査依頼時にアンケート用紙を同封し、農事組合を通じて農業者へお渡しをする予定としております。

なお、農業者の方へはアンケートを同封している旨の文書を同封し、回答へのお願いをしたいと考えております。また、調査書の回答を集めていただく農事組合にもその旨をお伝えすることで、周知を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

農業者の方も物価高騰とかいろいろ、今年の夏もかなり高温でなかなか大変な経営になっていると思います。芦屋町の農業者さんが安定して経営できるように、ぜひとも御支援策をしっかりと検討していただきたいと思います。

要旨2、昨年田んぼのですね、収穫した後に私もお伺いしたんですけど、イノシシの被害に遭って困ったっていう御相談がありました。イノシシが泥遊びっていうか体をこすって、その一帯全部の米が駄目になったそうです。補償に入ってたのでそこはちょっとよかったんですけど、今年はですね、「植えてまたやられたらどうしよう。」とか「もうやめようかな。」とかいうような話もあったんですけど、また今年の2月には豆類がキジの被害に遭ったとか、6月はサツマイモ畑がイノシシの被害に遭ったとかいう相談もあってます。昨日もですね、畑のほうに私も見に上がったんですけど、「最近は何かアライグマの被害も多いと聞くから本当に心配よね。」っていうようなお声があってました。

ほかには、昨年から正津ヶ浜のほうが菜っ葉類ですかね、カモの被害に遭ってます。「本当にダーッと食われてしまって、もう全然駄目なんだよね。」っていう話で、「どうにかしてほしい。」っていう切実なお声もあってます。

農業者の方自身もいろいろと工夫されているんですが、なかなか効果的な対策がないのが現状でございます。作物の被害は農業者にとって、経済的損失に加え営農意欲の減退による遊休農地増加の可能性がございます。

今後、町は鳥獣害対策をどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

鳥獣被害ですけども、議員がおっしゃるとおり、先ほど話にも出てましたがイノシシやカモ、この被害については産業観光課のほうでも伺っております。

まず、イノシシのことでちょっとお話しいたします。毎年状況は変わるとは思いますが、近年報告が多くなっており、畑などの被害も増加傾向にあります。現在は猟友会さんと現地確認を行い、パトロールの強化や箱わなの設置などの対応を行っております。

また、わなの設置できない場所などは、他市へ視察に行ったときにお伺いしたイノシシ対策に実績があると伺った「色つきテープを畑の周りを囲む」というような対策をですね、農家の方にも行っていただき、今効果のほうを確認しているというところでございます。

次にカモに関してですが、こちらも被害報告は増加傾向にあります。特に秋から春にかけて農

作物への被害が多く、農家の方も苦慮されております。カモは他の鳥に比べ、知能が高いと言われて、防鳥機などの一般的な対策を講じてもすぐに慣れてしまい、ほとんど効果がないと聞いており効果的な対策が見つかってないのが現状です。このような状況を農家の方とも相談しまして、今年の秋に試験的ではございますが、カモ対策を行うこととしております。こちらの実績があるという手法の1つですが、カモの飛来してくる用水路等に糸を張り、カモの着水を防ぐといったものになります。カモは羽に何かあたることを嫌がる習性があるらしく、その効果を試すものです。効果が認められれば、他の場所にも実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今、カモについてのお話がありました。時期的にいつ頃に実施予定なのか、また場所は、今、効果があれば広げていって話だったんですけど、場所とかは具体的に考えておられるのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

時期につきましては、先ほどちょっとお話したように秋から去年も被害が出てきているということで、農家さんと相談した中では9月末から10月の初め頃、稲刈りが終わったあたりからテストを行おうということで今も相談をしているところです。

場所に関しましては、今考えてますのは汐入川の何て言いますか、正津ヶ浜あたりの一角、「ここに飛来することが多いよ。」というお話聞きましたので、まずはそこを試しに今回やってみようということで考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

正津ヶ浜の田んぼ、稲を刈った後とかにかなりのカモを私も見てますけどいますので、ぜひその地区で試していただいて、効果があるかどうか検証していただきたいと思います。

ただ、あそこの釣りする方とかあそこに入っていかれる方もいると思うんですね。例えば誤って糸を切ったりとか、ひっかかっては危険です。何らかの周知が必要だと思うんですがその点ど

うお考えですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

カモ対策の周知ということでお答えしたいと思います。

カモ対策の周知につきましては、今回予定しておりますカモ対策は川や用水路に糸張りますので、今、議員もおっしゃるとおり、川沿いを歩く方など注意が必要だろうと思ってます。こういった方にですね設置した糸などが引っかからないよう、また何をしているか分かるように、あぜ道の入り口などにですね、「カモ対策を実施中」と「足元注意」というような注意喚起を促すものをですね、設置したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

続いてイノシシ被害ですね、対策について、イノシシは警戒心が強いので、箱わなの捕獲ってというのはもう何年かかるそうです。そのため農家さんとしては即効性のある方法が知りたいところで、先ほど課長もお話ありましたテープというのが、こういったもう本当にホームセンターで売られているテープで、この赤と青っていうのをこうやって、畑とか田んぼの周囲に棒を立ててこれをばーっとかう張っていくっていうことで、これがぺらぺらするので、このぺらぺらする音が嫌だったりとか、夜とかにこれがちょっと光ったりして見えるっていうことで、「効果があるよ。」っていう情報で、農家さんも、私も知ってる方がしておられました。

昨日、今日とその効果をお伺いしたら、1か所の方はですね、これのちょっと色が落ちづらい濃いピンクの分とかも販売してますのでそれを張られてるんですけど、サツマイモ畑でこのテープ張ったもの、張ってないところ、それと別の方がこんなちっちゃなケースにですね、何か中から臭いがするものなんかちょっと入れてらっしゃって、この方に話聞けなかったのでも何を入れてるかはちょっと分からないんですけど、風が吹くとばーっとかう香るんですね、サツマイモの中に点々と置かれていました。やっぱりこういうのが、効果も検証しつつお互いの情報共有ができて、そこを所管とする担当課のほうが共有してほかの方たちに情報発信していくことで、やっぱり安心感も出ますし、何かあったときは「相談しようかな。」っていう気持ちにもなるんじゃないかなあと思います。

今後ですね、そういったもっといい方法もあるかもしれないので、今回、鳥獣害対策が少し進んできてますので、今後でもですね調査研究を行って、農家さんたちの支援につなげていただきたい

いと思うんですがその点の町のお考えをちょっとお伺いできますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

話の始めにありましたイノシシ、こちらもそうなんですけども、鳥獣対策につきましては、町としてもですね効果のある対策など情報収集を行いまして、そういった相談があった際に情報提供ができるように、調査研究これからも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

昨年、田んぼのお米が被害にあった方と今日の朝、話したんですけど、そちらもテープ張っていただいて、崖側にちょっと張りそこなったそうで、崖からイノシシがちょっと入ったけど、去年ほどは被害がなかったからってということで喜ばれてました。「箱わなも設置していただいたので、また来年はしっかり張ってみる。」っていうふうにお話があったので、農業者の方がですね、安心して今後も農業ができるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

私のこれで一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で萩原議員の一般質問を終わりました。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時08分散会
